

第四十六回  
參議院工商委員會會議錄

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

午前十一時三十七分開会

出席者は左のとおり。

理事

事務說明局通本日業產

常任委員会専門員 小田橋貞寿君

通商産業省通商局  
通商参考官 堀 新助君

○産業貿易及び経済計画等

（日韓經濟関係の諸問題に関する件）

律案（内閣提出、衆議院送付）

用保険公庫法の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院差付)

○商工総合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田久吉君) ただいまから

まず、委員長及び理事打ち合わせ会

す。

する件の質疑を行ない、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業

信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、商工組合

以上二案の質疑を行ない、討論、採決を

願います。

○委員長(前田久吉君) それでは、産業貿易及び通商等二関する調査と

## 業貿易及び經濟計画等に関する調査を

第九部 商工委員會會議錄第十七號

昭和二十九年三月三十一日  
【參議院】

二九三

せんが、これは二千五ドルになつてお  
りまして、多少なりとも輸出による貿  
易バランスに努力いたしている成果は  
見えてまいっております。  
それから仰せのアメリカA.I.D資金  
によります輸入でございますが、一般  
の輸入と、A.I.D資金によります輸入  
との比率を見ますと、一九六一年には  
一般の輸入が二に対しまして、A.I.D  
資金の輸入三の割合でございました  
が、六二年にはこれが一対一になりま  
して、六三年一月一五月の統計では  
逆に三対一、つまり普通の輸入が三に  
対してA.I.Dの輸入が二というふう  
に、アメリカのA.I.D資金による輸入  
は漸次比重が減る傾向にござります。  
○近藤信一君 韓国は外貨準備をどの  
くらい持つておるのでしょうか。  
○説明員(堀新助君) 一九六一年の年  
末には約二億ドルの外貨準備を持って  
おります。ところが、その後貿易逆超  
のため漸次低下いたしまして、六二年  
の年末には一億六千七百万ドル、六三  
年の六月末には一億一千百万ドルにま  
で低下いたしました。ただ、その後輸  
入引き締めなどの努力によりまして、  
昨年末の数字は一億三千万ドルぐら  
いと承知いたしております。  
○近藤信一君 そういたしますと、韓  
国の外貨はだんだん減少していくお  
る傾向で、昨年末ですか、一億三千万  
ドル……。

ねで、日本との輸出入を見ますと、三十七年には、日本からの輸出が一億三千八百万ドルで、日本の輸入は二千八百万ドル、日本から輸出は輸入の約五倍という片貿易でござりますが、それは一九六一年にも大体同じようことで、このように輸出しても輸入するものが韓国にないという状態では、その輸出債権はたまるばかりだと思うのです。これをどういうふうに決済しようとするのでございましょうか。それから、いま対日清算勘定の残高は一体どのくらいあって、将来どのようによく解消しようとしておるのか、この点について伺いたい。

で、債権の残高は特に増加していると  
いうことはございません。

○近藤信一君 韓国は対米貿易の赤字  
は米国の援助でまかっておる。それ  
が減少傾向にありますときに、日本と  
日韓交渉を行なって、今度は日本から  
クレジットを提供してもらうことを考  
えているようでございますが、今度の  
日韓会談では、有償及び無償のクレ  
ジットは約五億ドル、その他に民間の  
クレジットが一億ドル、これを提供す  
る計画と聞いておるのであります。これは結  
局米国の援助を肩がわりするというこ  
とでないかと思うのです。そしてこの  
クレジットも、おそらく一、三年のう  
ちに食いつぶしてしまうことになるの  
ではないか。政府当局のこうしたこと  
に対する見通しといいますか、それに  
ついてひとつ御説明をしていただきた  
い。

○國務大臣(福田一君) これは近藤委  
員も、予算委員会あるいはその他本会  
議等で、総理や外務大臣が御答弁を申  
し上げておるとおり、日韓会談とい  
うのは包括的にきまるまではきめたとい  
うことにしておる。たとえさまざまな事項  
でございましても、両者の意見が一致  
しない場合には、これを決定したとい  
うことにしておる。こういうふうに伝  
しまして、ただいま関係者の間で交渉  
を進めておる段階であります。したが  
わわれわれとしては、それは單なる仮定  
の数字である、こういふうにまだ考  
えておるわけでありまして、それをも  
とにして、日本がどうするとかこうす  
るとかいうような考え方はまだ持つ  
ておらないであります。ただ、まだ持つ  
ておらぬのであります。

等に出でおりますそういうようなこと  
を基礎にして、結果においていま近藤  
委員が御質問になつたようなことを御  
判断になるということを、われわれは  
どうこう申し上げる段階ではあります  
が、しかし、政府自体としてお答えを  
するというになりますれば、われ  
われとしては、とにかく隣国である韓  
国とできるだけ早く正常な状態になつ  
ていくように努力をする、そのための  
会談をいましておる。こういうわけで  
ござりますから、それによつて、きま  
らないものを基礎といたしまして、わ  
れわれしかも直接交渉の任にも当たつ  
ておりますが、お答えをすることは、  
まことにどうも申しわけないと思いま  
すが、差し控えさせていただきたいと  
思ひます。

○近藤信一君 いま大臣の御答弁で  
は、なるほど日韓会談が成立後でなけ  
れば問題にはならぬと、しかし、仮定  
の数字だと言われますけれども、一  
般論としてもうこれは事実いろいろな  
通信、それから雑誌等なんかでも、こ  
のクレジットの問題は言われておるの  
だから、ただ、私はその仮定の問題の  
ことは新聞その他のによって知つてお  
るだけでございまして、政府がこれを  
公式に調査するわけにもいかないし、  
韓国からその調査をもらつておるわけ  
ではありません。しかし、それほど  
やかくいま言うべき問題でないと、こ  
ういうことは私は若干おかしいのじゃ  
ないか、これはどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私がその仮定  
の知識を材料にしてお答えをすること  
になるので恐縮でありますが、私も韓  
国に一週間ばかり行つて来ましたし、  
そのときいろいろ見たり聞いたりした  
ことも加えてお話をすれば、やはり南  
北の例の三十八度線に相当な軍隊を  
持つておる維持しておるというよう  
なこととか、あるいはまた北鮮が南鮮  
へ侵入いたしましたとき相当な破壊工  
作が行なわれた、戦争のことであります  
が、そういうものの復興をするとかと  
いうようなことに相当程度のものが使  
われておるのではないか、こう思うわ  
けであります。もう一つは、残りはや  
はり韓国の国民の生活のためにある程  
度使われておるのではないか。このく  
らいがわれわれとして一応考えられる  
ことであります、それがどうなつて  
いるかがいが知るところではございま  
せん。

○近藤信一君 聞くところによれば、  
日本の産業界の韓国への進出とい  
うことが相当これまで新聞等でもいろいろ  
といわれておるわけでございます。日本  
が今後韓国に對して援助するとい  
うことは新報その他のによって知つてお  
るだけでございまして、政府がこれを  
いたしておりますところでは、韓国に  
対する投資はまだ日本として一件も許  
可したものがございません。また韓國  
側が日本からの投資を許可した例もござ  
いません。ただ技術提携は日本自動  
車、いすゞ自動車と日本工営、この三  
社ばかりがあることは事実であります。

○國務大臣(福田一君) 私は具体的な  
問題を一々覚えておりませんが、業  
界のうちにはそういうふうにまとまつ  
たら出たいというようなことをいって  
いる向きもないわけではありません。  
それから、現実にいま行つて何か商売  
を始めたのかと、こういうことに相なる  
金を投じたという話は聞かない、物を  
きないし、そういう気配もないのです  
が、技術提携という名のもとに相当の  
金が韓国側に投じられておるというふ  
うなことを私は聞くのですが、この点  
はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私はそういう  
意味であります。常駐するというも  
のではありません。したがつて短期旅  
行者、三ヶ月から六ヶ月くらいの資格  
で入国しておつて、また帰つてきて交  
替する、こういうやり方のようであ  
ります。韓国では、それでは行なつてお  
る者が商社活動が行なえるかというと、  
そういう商社の活動は行なえないで、  
商社の連絡員というような意味で勤務  
いたしておるようあります。

○近藤信一君 そこでもう一つお尋ね  
しておきたいのは、聞くところにより  
ますれば、日本の業界から韓国に相  
当――韓国からいえば外資といふこと  
になるでしょうか、いわゆる日本から  
向こうに金が現在も相当投資されてお  
る、こういうふうに聞いておるわけな  
いですが、その点はどうですか。

ておる、こういうふうに聞いておりま

す。

○近藤信一君 米国の援助が韓国で実を結ばなかつたのは、その裏には常に後進国侵略の意図が秘められておりまして、それが韓国の政情不安を促している、また対外感情を刺激いたしまするから貿易の失敗を招いてくる、こういうふうに私は思うのですが、日本が米国の手先となつて再び火中のクリを拾うということは、これは私はアジアの平和のために非常に危険なことではないか、こういうふうに思うのです。またこれを貿易の上から見ましても、つまらないことではないかというふうにも私考るのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私が韓国へ行つたときにも、アメリカに対するそ

ういう批判は相当持つておりました。

これを概して言えば、そういう問題が具体化された暁においては、先生の言われるようなことを十分注意いたすべ

りたためにはやはり国連やその他で朝鮮の統一ということを日本が主張す

る。特に朝鮮は、かつては日本が三十

数年来いろいろと迷惑をかけてきた問

題もあるから、やはり韓国の平和のた

めにもまた朝鮮民族の幸福のためにも、私は日本が第一番に努力する、こ

ういうことになればならぬと思うの

ですが、この点はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私は南北が統一されることはこれはけつこうなこと

だと思ひますが、しかし、そういう問

題についてわれわれが直接いろいろ

ことをするということはなかなか私は

困難ではなかろうかと考えておりま

す。特に、いまのところやつております。

○近藤信一君 韓国の経済開発とい

ことは、これはいま三十八度線で分断されておる南北の合併、和解、こうい

うこと、これが完了することもむずかしい。なら

ば、一方では軍事施設の維持がどんどん増強されまいりますし、また他

方におきましては、業者の相互依存と

いう関係がだんだんとみぞが深まり破壊されていくというふうにも考えられ

るわけなんです。もしこの二つの朝鮮が一つの朝鮮になれば、これは軍事費が大幅に減少することは私は当然だと思います。特に、過日のエコノミストにも思つたが、韓国の国会議員の中からアンケートをとった結果、南北

の統一を望んでおるものは四十二名もおり第二位を占めておるというふうなことが出ておつたのですが、南北の分

立関係は、これはどうしても経済の繁栄ということを導くことがなかなかむずかしい。韓国のことを考えるならば、私は日本がこの点にまず重点を置

いて、そうして朝鮮の統一ということをやつたほうがいいのじゃないか。そ

れのためにはやはり国連やその他で朝鮮の統一ということを日本が主張す

るかといふことは、農林省のほうから

実はいつも言ってこられまして、通産省と対立することになつております

います。

○委員長(前田久吉君) 政務次官と經

済協力課長、二人来ておられます。

○近藤信一君 経済企画庁にちょっと

お尋ねするのですが、韓国の経済開発に対する何か準備といいますか、心がまえ、そういうようなものをお持ちになつておるならば、その見解を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(倉成正君) 韓国の経済開発の中身の具体的な対策というお尋ねのようでございますが、経済企画庁と

しましては、具体的な韓国経済にどう

協力をするかといふ検討はいたしておりません。

○近藤信一君 韓国の経済開発の今日の進行状況といいますか、先ほど通産大臣からも若干御答弁がございました

が、あなたのほうで把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○政府委員(倉成正君) ちょっと席を

はずしておつたので、通産大臣からどういうお答えがあつたかよく承知しておませんが、大体通産省で把握

が、あなたのほうで把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

おりました。一方、日本の国内の需要

を見ますと、非常にノリが不作でノ

リの値段が高騰いたしております。だ

からこれは輸入したほうがいいのじ

が、あなたの方で把握しておられる

韓国の経済開発状況について意見を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(福田一君) ノリの問題は

昨年の暮れころから実は輸入をして

らいたいという希望があるや聞いて

変だけのノリの不況とということではなくて、養殖場がだんだんなくなっていることも、各地区で臨海工業地帯の造成ということでだんだんと養殖場がなくなってきておる。そうしてまた廃液等の関係でノリがつかない、賠償、補償問題が各地で起こつていても大臣は御存じのとおりだと思うのですが、そうすると今年だけではなくして、将来もさらにこのノリの輸入といふことが大幅に大きくなつてくるようにも私は考えるわけなんですが、その点のお見通しはどうですか。これは、直接は農林省の関係ではございませんけれども、輸入に対する考え方というものはやはり通産省の関係でござりますから、この点大臣から御見解を承つておきたいと思います。

高度化されてだんだん文化生活に近づいているのかもしれません、とにかく日本人というものは、甘いものだからノリといふものは最も得意とするところでございまして、遠足に行くときもノリならば、お茶づけにもノリといふように、とにかくノリの消費量というものは毎年ふえてきておる。ところが、生産高のほうはそれほどふえておりません。だから、将来もやっぱりノリは輸入することもあり得ると私は考えております。

○近藤信一君 ノリの談義はこれぐらいいにいたしまして、今度の日韓会談を成立させるということは、先ほども私が申しましたように、南北の対立というものがますます激しくなる。これは過日も韓国で学生がデモをやつて日韓会談反対を盛んに叫んでおりました。日韓会談を国内で部分的に進めておられるということは、こうした朝鮮民族の感情にさらに油を注ぐような結果にもなるんじゃないかと思うんです。まして、このことは、私は日本側といたしまして大きな汚点を残すような結果にもなるんじゃないかと思うんですね。さらに、外交問題は別といたしましても、経済的な意味からしても、日韓会談の成立ははなはだ不経済なことになると私は判断をするんですが、政府の見解はどうですか。

○國務大臣(福田一君) 私は、学生運動の点については、これも報道のみをたよっておるわけありますが、必ずしもそういう南北の合併問題に害があるからやめろというようなことはなくて、譲歩をあまりしてはいけないということのようあります。したがつて、学生運動があるから、それによつ

て南北問題に一そら油を注ぐことになります。やはりしないかということは、私は今までのところ新聞紙上等の報道から見れば、これはそれほどひどくなつておらないと思います。ただ、私たちが二、三年前に参りましたときでも、相当やはり韓国国内には南北一緒にしたほうがいいじゃないかという意見もあつたことは事実でありますから、今日でもそれはあるでしょう。しかし、それが私は大勢を占めておるのかどうか、そういうことは了知いたしております。ただ、この場合日本といましては、国連が認めておる韓国との間、しかもも韓国である韓国との間に、できるだけ早く平和な関係を打ち立てることが好ましいことである、こういう考え方でいませつから話し合いを進めておるわけであります。話し合いかぎりで済んだ上でどういうことになりますか、話し合いで済んだ上で、たとえばいろいろの経済援助等の問題が起きたといったとしても、これは向こうさんがお使いになることで、われわれがどう使うとか、どうせいとかいうことではないと私は思います。そういう場合に、あなたがおっしゃったように、あまりアメリカさんがやつたようなやり方をやつちやだめだという御意見は、十分われわれもよくわかるわけであります。そういうようなやり方は好ましくないのじやないかということはよくわかりますが、しかし、具体的にまだ何もきまつておらない段階ですから、そこまで私として申し上げることは差し控えさせていただきたいと思うわけであります。

たしまして、将来やはりこの問題は北鮮側にも起こってくるのじゃないかと、いうふうにも考へるのです。なぜならば、これはやはりフランスが中共を承認したことによりまして、やがて国連でもこの問題が取り上げられることになるのじゃないかと思うんですが、そういたしますると、それに統いて北鮮との問題も起つてくる可能性も私はあると思うんですが、その場合に、北鮮との間にさらに国交回復の問題について、これは国連の場でもそういうことになってくると思うんですが、そのときにまた請求権の問題、また、北鮮側におけるところの経済開発の問題、こういう問題がもしあった場合に、一体どういうふうな態度をとって臨まれるのか、この点はどうですか。

○近藤信一君 韓国側におけるところの経済状況の悪いことは、これは大臣も先ほどちよとと言わたんだですが、それに反しまして、私ども聞くところによると、北鮮側の経済開発は相当進んでおる、こういうふうにも聞いておるわけなんですが、大臣、北鮮側の経済開発に対する情報といいますか、そういうようなことを御存じございませんか。

○國務大臣(福田一君) どうも裏間に事情を聞いておりませんが、ただ、この前行きましたときには、これは私の単なる感じでありますけれども、もちろんアメリカが援助しておる韓国の軍隊と、三十八度線のいわゆる北鮮の軍隊の装備とは、これはもう比較にならぬ差があつてしかるべきだと私は思いますけれども、二、三年前に行つたときの私の感じを申し上げるのであります。が、装備等を見ますと、特に衣服類なんかは、案外北鮮のほうはよくなかつたようであります。その後どうなつたか存じませんけれども、また、その後の事情を見ましても、確かに北鮮は安定はしておるかもしません。まあ一応そういうことをよく承りますが、しかし、はたしてどの程度に復興し、どの程度に産業等が伸びておるかということについてはつまびらかにいたしております。

○中田吉雄君 福田大臣や倉成政務次官のお話を聞きますと、日韓交渉はどんどん進んでいるのに、経済や企画の大半のほうはあまり関係がないようですが、これはまあ窓口が外務省なんですが、しかし有償二億ドル、無償三億ドルあって、実際この協定なり条約が成立しますれば、実務の方面でずいぶ



づいたときに、一つ一つ交渉はしてい  
くけれども、その交渉は大体こらへ  
でということをきめていくけれども、  
しかし、全部がまとまらないうちはそ  
れはきまらないことに対する、こういう  
一番大前提があるわけあります。そ  
の大前提からすると、まだきまつてお  
らない。そのきまでおらないことに  
ついてわれわれがいろいろタッチする  
ということは、いま書った大きな前提  
をくずすことになりますから、われわ  
れとしてはこれは触れないことにして  
おります。しかし、文献がないわけでも  
、何もないわけじゃございません。  
また、いざということになれば、その  
ときからスタートしても問題の解決は  
そんなにおそくなるとは私は思ってお  
らないわけでありまして、それはそれ  
ほど気にする必要はないのではないか。  
か。現によその賠償問題等につきまし  
ても、そういうことを最初から話をし  
ながら、具体的な問題等があつて、そ  
して話をしながら、たとえば二一  
億ドルのうちで二千万ドルはこういう  
ことというようなことが進んでいなが  
ら、二億ドルにするか三億ドルにする  
かといったようなことでやった場合も  
あると思います。しかし、それとこれ  
とはちょっと違うのであります、韓  
国との場合はいま言ったように、根本  
的に全部の問題で話し合がきまったく  
ときには、百のうちで一つ話がまとまら  
なくとも、残りの九十九はきまらない  
ことにするんですよと、こういうたて  
まえでスタートをいたしたわけです。  
これは、しばしば外務大臣がお答えを  
いたしておるとおりでございます。そ  
ういうことでありますので、われわれ  
としてはそういう点に触れておらな

い、こういうことを申し上げておるのはござります。そういうやり方がいい悪いか悪いかということについては、御批判のあるところかと存じますが、根本的たてまえとして、百の問題があわれば、そのうちの一つがきまらない場合には、九十九意見が一致しておっても、それは一致したとは認めない、こういうたてまえで処理をいたしておりますといふことを御理解をしていただきまして、われわれも決してなまけておるとか、触れないようにわざわざしておるといふことを御理解をしていただきまして、われわれも決してなまけておるといふことを御理解願いたいと思うわけであります。

○國務大臣(福田一君) 私たちはいろいろな加工貿易をやろうということは考えておりません。ただ一つあります。漁網を持っていきまして保稅庫に入れて、そして税金をとらないでおいて、それを今度はまた韓国の労働者が加工して、労賃を払って、それをよそに輸出するというような考え方であります。漁網を持った委託者は日本漁網船具株式会社、受託者は南洋水産株式会社、これがソウルにあるわけであります。加工内容はビニロン糸による漁網製造でございます。取引の内容は、ビニロン原糸一万ポンドを七千五百ドルで出して、加工費が五千五百三十二ドル、漁網の原価が九千三十二ドルということであつたのですが、これはテストケースとして六二年の十一月これを許可したわけでございます。ところが、加工設備等の不備、不完全、採算上の疑念等、体制不十分の現状にあるために、かかる韓国向け委託加工貿易を実施しようとする向きは、今日はほとんどございません。業者間で一ぺんあつたのですが、今日はもうございません。政府としては、会談が妥結するまでは、このような問題については一切積極的に関係しません。こういうことにいたしております。

も、御質問の詳細な資料は持ち合わせておりません。

○中田吉雄君 あとで出していただけます。

これは意見ですが、池田さんは、最初初日韓交渉にあまり積極的でなかつたんじゃないかというふうにとったのですが、総裁公選にからんで、何もせぬのはどうも総裁公選対策として不利益じゃないかというようなことで、こわいにかなり深入りをされたが、また最近韓国的事情で、どうも事志に違うことがあります。私はやはり日韓条約を結んだことがその後どういふ結果になつたかというようなことを考えますと、これは朝鮮民族が決定すべきことですが、南北両鮮を日本が阻害しないようにすることがやはり大切じゃないかと思うことを申し上げて、私の質問は終わります。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) では速記をつけてください。

午前の審議はこの程度にとどめ、午後は本会議で予算が済み次第再開することといたします。暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

○近藤信一君 法案の内容に入る前に、大臣に一、二点お尋ねしておきたいと思うのですが、今国会では、商工委員会関係の法案というものが相当出ておるわけでございますが、しかし、重要法案、重要案件というものは非常に少ないような感じがするわけなんです。政府は予算だけでも十分だと思っておられるのではないかとも思うわけなんですが、今回の改正案の大部 分が予算関係の法案でございまして、たとえば基金の増加、資金の増加などで、今後は法改正をすることなく、単に予算だけで可能にするための改正であるようにも思われるわけなんですが、政府は法改正によって中小企業対策が批判されることをおそれているのではないかというふうに感ずるわけなんですが、大臣この点はいかがですか。

○國務大臣(福田一君) お説のことおり、ただいま提出をいたしております法案は、主として予算関係法案でございますが、われわれとしては、その法案自体についても、予算でもう処理すればそれで済むようになっておるものもありますけれども、これで中小企業対策が十分完全になつた、こういうふうな考え方を持っておりません。御案内のように中小企業基本法を昨年制定していただきまして、これに関連のある法案を幾つか出したましたが、しかし、まだまだ中小企業の問題はいわば解決へ一步を踏み出した、そういうことではなはだ怠慢ではないかとお

かりを受けるかもしれません、事実問題としては、われわれの見ところでは、やはり解決へ一步を踏み出したというところでありまして、これからが実を言うと本番になると思うのであります。実際問題の具体的な内容、それにつれて幾つかのやはり重要な法案を予定して、これをやりますといふとをいまは申し上げかねますが、いろいろと考えていかなければならぬのではないか、こういうふうに考えておるわけでございまして、私たちとしては決して予算でもってきめて、もう法案の審議にはあまり触れない、そうすればあまりおしかりを受けることもないだろうというような消極的な態度で中小企業問題に取り組もうとは考えておりません。今度もひとつ大いに積極的に問題解決に当たつてしまりたいと思つておるわけでございます。

ないようにも思うわけなんですが、大臣の考えをひとつお聞かせ願いたい。  
○國務大臣(福田一君) われわれは事業分野の調整に関するものはただいま立案をいたしておりますので、これを出しますが、確かに野党の皆さんからいろいろの法案を出していただいております。ただこれは政策面でといいますか、政治的な見解といいますか、そういう面でのいささか相違があることが、一つは野党がお出しになった法案について与党あるいは政府のほうからまだ出せない理由ではなかろうか。たとえば官公需の確保というようなことにつきましても、これはうまいがあいに官公需が確保でき、そうしてそれが非常にうまく運用されるということであれば、われわれもこれを出すことに決して勞いとう者ではない。むしろ積極的にやるべきだと思うのであります。ですが、まだ実は具体的な内容においてどうしても割り切れないといいますか、まだ煮詰まらないものがござります。そのほかのただいま御指摘のございましたような点につきまして、いろいろわれわれとしては研究はいたしておりますが、まだこれを提案するまで決断を下すに至つておらないわけであります。しかし、近代的とかあるいは革新的とか革命的とかということを決して私たちは忘れておるわけではないのであります。そういうふうにするには何といつても基礎調査が一番大事じゃなかろうか。そんなことを言つていないので、まず始め、こういうおしかりを受けるかもしれません、が、何といっても中小企業は種類が多く、またわれわれの見るところでは何といいますか、業種の中でも大小いろ

いるある。利害が対立している面もあります。こういうことをいろいろもう少し詳しく調べまして、そうしておいで政策的な面で具体化してまいりたい、こういう考え方でございます。

○近藤信一君 私は、野党から提案されました法案がおおむねこれはなおざりになつておる。そういう状態ですから、政府としても私は野党から出された法案についてもと研究していただきたいと思うのです。今日までに野党から法案が出されまして、それが審議をされずに継続審査になることもしばしばござりますし、そうすると、次には野党が提案したと同じような法案が今度は政府から提案される。たとえば下請代金支払遅延等防止法がございますし、また百貨店法がございまして、こういうふうに見てまいりますと、やはり事業分野や官公需について、これがやがてまたいま野党から出しておるようなものが政府から出される。これは大臣ももつといろいろ考えておるというお話をございますが、そうすると、政府のほうは一步野党よりおくれて、これは研究する余地もあるかもしませんが、一步おくれて国会へ出る、こういうようなことが従来のあり方だったと思うのですが、その点は大臣どう思つておられますか。

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。私は、その点はある意味において政党政治といいますか、議会政治のうまく運用されていく面だと思っておるのであります。ということは、野党のお方の御意見であろうと、とにかくいい意見ならばこれを取り入れるとと思うのであります。私は姿としては好ましい

党から出て政府を形づくっておりました。われわれが野党になった場合においても、やはりいろいろと意見を申し上げてみたい。そういうときには、やはりひとつ大いに取り入れてもらいたいと思うのであります。何かそうすると、まるでただいまの形でいいと、社会党的政策をみんな自由党が次から次に取り入れてしまつたとか、民社の意見をみんな与党がかすめ取つたじゃないかというようなお話になるかもしれないのですけれども、しかし、それは私たちは何のために政治をしているかといえば、国民のために政治をやるというることは、いいことはどんどんやるといふ。国民のために政治をやるといふことでなければならぬと思う。与党の意見であろうと、野党的意見であろうと、正しいと思うことならばあつさり頭を下げていく。やはり私は与党であれば、多数党を持っているものは、それだけの雅量がなきいやいかなぬのじやないかと、こう思うのであります。そういう意味からいへて、決してこれは悪いことじやなく、大体少数の人といふのは、やはりまあバイオニアといいますか、先に進む人は、その点は非常に先覚者にはなられるけれども、あまり報いられない面はあるいはあるかもしれません、國に尽くされるというごとにではりつぱに役柄をお果たしになつていられるのだと、私はそこに一つの野党的誇りがあるのであるじやないかといふふうにむしろ感じておるので、今後もひとつそういう意味で、どしどしい御意見を出していただきたい、こう思つておるわけであります。

どいたときました中小企業統計要覧、これはほどこの印刷所で印刷されましたのですか、これは印刷所の名前が出ていないようですが……。

○政府委員(中野正一君) これは日本中小企業PRセンターという機構がございまして、これは実は中小企業統計のPRをもう少しやらなければいかぬということで、三年前から、少しひでございますが補助金をつけまして、三十一年度は四千万円の予算をつけましてラジオ、テレビでもちまして中小企業政策、それから中小企業の実態といふか、進むべき方向、道というか、そういうようなものを政府の政策の宣伝でなくして、中小企業者御自身の方々の苦心というか、そういうようなものをいろいろ紹介をして、これは御承知かと思いますが、毎週月曜日に夜やつておられます、民間からも幾分金を出していただきまして、そういう団体をつくりましてやっておりますが、そこに印刷させましてつくるしておるわけでござります。

○近藤信一君 中小企業PRセンター、これは発行所ですが、ここは印刷所も持つておるのでですか。長官が言われたのは発行所じゃないですか。

○政府委員(中野正一君) 印刷所は持つておりませんので、適当な印刷所に頼んでやっておると思います。

○近藤信一君 適当な印刷所というのはどこだかおわかりになりませんか。大きな印刷屋が小さな印刷屋か、そりうところ……。

○政府委員(中野正一君) ょうといま私もそこまで目を光らしておりませんでしたが、大事なことかもわかりませんので、至急いま担当の課長が来て

おりますから、調べきしてあとで御報  
告いたします。

○近藤信一君 中小企業の総元締めの中小企業庁がいろいろと監督したり、いろいろ発行する印刷を、今までのあれからいくと、おおむね大企業の印刷屋に注文されているよう聞いておるが、中小企業庁が発行され、また監督され、また関係のある出版物くらいは、中小企業が印刷屋にこれは注文するのが当然じゃなかろうかと私は思うのですが、長官はどう考えておられますか。

については、中小企業庁自身がもう少し  
こまかく気を使わなければいかぬと  
思いますが、いまちょっと調べさせて  
おりますが、そういう点について  
は、そう手抜かりはないものと私は  
思っておりますけれども、調べてから

○近藤信一君 このくらいにしておきまして、いま議題となつております三法案のうち、二つは四月一日施行、それから一つは公布の日、こういうふうにあるわけですが、どうしてこの四月一日でなければならぬという何か特別の理由でもあるのかどうか。また、「公布の日」とあるのは、一体いつごろから施行したいと考えておられるのか。この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 商工中金法と中小企業保険法、中小企業信用保険公庫法につきましては、ぜひ四月一日からやりたいということで、予算関係でもござりますし、いろいろの特殊な事情もござりますので、明記してござります。ただ、指導センターにつきましては、どうしても四月一日でなければ

ばいかぬという理由に乏しいじやないかということで、一般的の通例の予算関係法案と同じに、公布の日から施行するというふうにお願いしておるわけでござりますが、特にこの三法だけは、ぜひ四月一日から予算執行と同時にこれを施行したいというふうに考えております。特に指導センターにつきましては、施行期日は書いてございませんが、この間から御説明申し上げておりますよう、今度の仕事の拡張、センターの拡張する仕事につきましては、中小企業者は一日も早くこの仕事をやってほしいということを熱望しておりますので、またそれに伴う出資が一億五千万円ござりますので、これを一日も早く出資をさせて、中小企業者の熱望しておる事業の準備にかかりたいというので、できれば四月一日からこれを施行いたしたいというのを、お願いした次第でござります。

○近藤信一君 同じ金融機関の法案でも、たとえまだ審議しておりませんあの中小企業金融公庫法の改正、これは施行の日から、こういうことになつておりますね。これはどういう關係であの中小企業金融公庫法だけが施行の日からということになっておるのか。この点どうですか。

○政府委員(中野正一君) この中小企業金融公庫法の一部改正につきましても、できるだけ新年度に入りますれば、早いほうがいいわけであります。が、御承知のとおり、中小企業金融公庫法の改正は、從来は中小企業金融公庫というのは財政資金から融資を受けたおつたわけですが、今度は予算では百億でありますが、一般の金融機関から公募債を募集し得ると、こう

いう規定でございまして、公庫に対する度の法律の成立に關係なくして、大部分の金は借り入れができますので、まあ四月一日からぜひ公募債を出す規定を施行していただいてすぐ募集しなければ、中小企業金融公庫の金に困るというような事情もございませんので、このほうは四月一日ということではなくてお願いしておりますが、これもしかし、やはり公募債を出すにしましても、いろいろ準備が要りますので、できるだけ早いほうがいいということでお願いいたしております。

○近藤信一君 私が、過日本会議での質問の際に、中小企業者設置について大臣にお尋ねしたとき、大臣は賛成しかねる、こういう御答弁でございました。しかし政府が一体となって中小企業問題を考えることには賛成の意を表しておられたわけなんで、通産省でも中小企業を中心あらゆる政策を再検討したらどうか。もし中小企業を重視しておられるということでございますれば、さしあたり中小企業厅長官室を大臣の部屋に最も近いところに移して、そうして通産省の行政のあり方を考えていくというくらいの気魄といいますか意気込みといいますか、こういうようなものが必要でなかろうかと私は思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(福田一君) 中小企業問題は、確かにいま仰せになつたようですが、確かにいま仰せになつたようすから、非常に大きな問題です。部屋を移すということとも、大体長官という名

前がついてているのは、通産省ではやっぱりいまのところ中小企業庁しかないわけであります。私の近くでいい部屋があれば、ひとつ来てもらつていいかも知れません。なかなか官房その他をそばに置いておりますと、中小企業庁長官の部屋を持つてくるわけにもいかない。気持ちは上では大いに重視いたしておりますが、何しろ通産省のいまの建物というのは、はなはだ狭隘であり不便でござります。なかなか官房その他をそばに置いておりますと、中小企業問題はやはり間に合わぬじゃないかと言われるかも知れませんが、中小企業問題は積極的に取り組んでいくべきものだと、う考え方については、われわれも賛成を表しておりますので、今後とも重視をしてまいりたいと思います。

○近藤信一君 中小企業の将来の姿につきまして、これも私先日、本会議で総理の考え方を質問いたしました。総理は中小企業の大切なことを述べただけで、その問題にあまり触れなかつたのです。そのときにも申しましたように、所得倍増計画では中小企業の日本産業に占めるところの地位は、あまり変わらないと言つていました。しかし先般の中小企業白書では、中小企業の地位は少しづつ縮小していると言つてござります。また中小企業の相対的基調は年々低下傾向にある、こう言つているわけです。農業の基調が低下しておることは、もつと明白な事實でございます。そういう意味で中小企業の基調は、どこまで低くなつていく

のか、その見通しはどんなものであるか、通産大臣この点いかがですか。  
○國務大臣(福田一君) 御案内のように、中小企業というものにもいろいろ種類がございますが、いずれにしても中企業は、いままでは資本金一千万円、従業員三百人以下というような規定で、五千万円以下というように変わつておられます。それは変わってきました。うのには、中小企業がだんだんそれだけ増資をしたりしながら、その程度のものまでは中小企業と認めたらいいじゃないかということとぞういたしておるのであります。そういうふうなことは、一方においては、伸びがあると同時に、一方やはり零細な企業等においては、ある程度転業をしたりあることは新しいまた何といいますか、そういう小さい小売りなどしているよりは、もう月給取りになつたほうがいいというようない場面もあるのです。私はおいては、ある程度転業をしたりあるといふところは、後もやはりある程度続していくのではないか。それが絶対悪かではないか。それが絶対善かということになりますと、そういういろいろ考え方があると思うのですが、要は、政治の要諦は国民全体が所得ができるだけふえて、そうして文化的な生活ができ、しかも精神的にもちゃんととした社会責任というものを自覚したそういう国民がふえるということが一番いいことなんだと思いますから、していい仕事があるので、最近のように労働不足というような事態におきましては、私はもししい仕事があれば、そういうような転業という場合も今後も起こり得るのではないかと、こう考えておるのであります。  
○それからもう一つ、そういうふうになるだろうと、これはまあ私の感じで



の百貨店を見ましても幕を張って工事を盛んにやっているのですが、一体これがほどおなじことになっておるのかね。これは大臣どうですか。

○國務大臣(福田一君) 百貨店の場合、これは建築します場合には、御案

内のように百貨店法によって申請をしてくるわけでござります。審議会で審議をいたしまして、いろいろの手続が必要でございます。審議会で認めた場合にはもうこれはほとんどそのまま判を押す——私大臣をしておりますが、通産省として異議を差しはさんだようなことはない。ほとんど審議会でござつちまうというようなものでござります。しかし審議会で認められたてはいろいろの条件があつて、審議会には公平なる第三者が相当入っておりますから、あまり問題はない。ただ最近ふえておるのを見てみると、百貨店があつると大体小売りがやあいい場合がある。人が集まらなければ小売り商というのはうまくいかない。百貨店と小売りとは同じような何といいますか、景品をつけて売つてみたり、あるいは割引券をつけて売つてみたり、それで共同の販売方法をとつてある場合もござります。でありますから、百貨店をやることが必ずしも小売り商を圧迫するとは限らないで、百貨店がふえることは、売り場面積が大きい場合がある。人が集まらなければ小売り商というのはうまくいかない。百貨店と小売りとは同じような何といいますか、景品をつけて売つてみたり、あるいは割引券をつけて売つてみたり、それで共同の販売方法をとつてある場合もござります。でありますから、百貨店をやることが必ずしも小売り商を圧迫するとは限らないで、百貨店がふえることは、売り場面積があつることも含めてであります。仲よくうまくいっているところもあるけれど、非常に反対のあるところもある。しかし、いずれにしても商工会議所の賛成とか、許可とか同意とかいうものがなくちやできないことになるし、また小売り商が非常に反対している場合には、みな押えてきておりますか

ら、これは中小企業のいわゆる商業とあまり競合をそれほどしていないのではないかというような感じを私はいたしております。

○近藤信一君 なるほど百貨店の問題は、審議会で審議して、そうして商工

会議所で決定するのですかね。

○國務大臣(福田一君) 商工会議所の同意がないと、審議会でけっこうであるという答申にならないわけですね。

それで、それをつけて通産大臣に答申してくるわけです。

○近藤信一君 そこで、なるほど百貨店が大きくなつて人が集まる、そうすれば同じように附近の小売り業者がかえつて繁盛するというようにいま大臣言わされましたけれども、この周辺は、やはり人が百貨店に足を運ぶことによつて人通りが多くなるからいいかもせんけれども少し離れたところの小売り商は相当私影響あるようと思ひます。だから必ずしもその百貨店が拡張して大きくなることが、小売り店の全体がよくなるというふうには私は思わないわけなんですが、大臣どうですか。

○國務大臣(福田一君) 私の見ているところでは、百貨店のできるというようないところは、わりあいに町のうちでも繁華街になっているわけでありま

す。繁華街でありますから、小売り商といえども相当な力を持っている人であ

ります。繁華街でありますから、小売り商といふふうな人は、

これはやはり昔からそこで商売をされ

ておつて、いなかの人とも特に仲がよくなつたり、あるいは近所の人た

ちを対象とした販売というふうに私

なつてゐると思うのであります。そ

れはそれなりに一応は商売が成り立つよう形になつてゐると思います。もちろんそういうところへスーパーマー

トが起きたのであります。百貨店の

場合においては、私はそれほど大き

な——そこを商工会議所あたりが大き

まつてくるというようなことがあつた

りして、私は百貨店はわりあいと問題

が少なくなりつつあるのじゃないかと

いうふうな印象を受けております。

○近藤信一君 いま審議しております

三法案の共通の問題は、これは政府出

資のつど改正を行なわいで、単に予算に定める範囲内で出資額を計上す

ればいい。こういうことにしようとするのが今度の法改正点だと私思ひます

が、その結果これからは、追加出資

の適当であるかいかということは予

算委員会で審議するだけで、もう法律

改正の形で委員会で審議することはな

くなるわけなんです。現在この三法案

でも、法律だけ見ては出資額の追加が

どの程度かわからぬ、前に説明され

たよりは、この際あらためて指導セン

ターあるいは商工中金、保険公庫、こ

ういうところへも追加出資がどのくら

いあるのかどうか、そうしてその出資

が終わったときには、それぞれの機関

の資本金はどれくらいになつてゐるの

か、なるほど今までの改正のあれを

通る前の出資金でござります。した

がつて四十五億を足しますので、二百

六十八億七千万円が中小企業信用保険

公庫の出資金ということに相なりま

す。大体一ヶ月足らずの日程でやつ

○政府委員(中野正一君) 中小企業指導センターでございますが、現在法律にも書いてござりますように、現在五千円でございます。それで今度から一々いま御指摘がありましたように、法律に書かずに予算できればそ

れが起きたのであります。百貨店のケットができたりしますと、この問題

が起きるのであります。百貨店の

会議所で決定するのですかね。

○近藤信一君 なるほど百貨店の問題は、審議会で審議して、そうして商工

会議所で決定するのですかね。

○國務大臣(福田一君) 商工会議所の同意がないと、審議会でけっこうであ

るという答申にならないわけですね。

それで、それをつけて通産大臣に答申してくるわけです。

○近藤信一君 そこで、なるほど百貨

店が大きくなつて人が集まる、そうす

れば同じように附近の小売り業者がか

えつて繁盛するというようにいま大臣

言わされましたけれども、この周辺は、

やはり人が百貨店に足を運ぶことに

よつて人通りが多くなるからいいかも

せんけれども少し離れたところ

の小売り商は相当私影響あるよう

思ひます。だから必ずしもその百貨店

が拡張して大きくなることが、小売り

店の全体がよくなるというふうには私

は思わないわけなんですが、大臣どう

ですか。

○國務大臣(福田一君) 私の見ている

ところでは、百貨店のできるというよ

うなところは、わりあいに町のうちで

も繁華街になつてゐるわけでありま

す。繁華街でありますから、小売り商と

いえども相当な力を持っている人であ

ります。ところが繁華街でないとところ

で、仲よくうまくいっているところであ

るわけですね。それで今度から一々いま御指摘あります。それで相

て指導センターは二億ということに相

なるわけでござります。

それから次に商工中金でございま

すが、商工中金は政府の出資金は、これ

は法律改正案でございますが、これは

ちょっと書き直しますので、従来の政

府の出資金が七十七億三百十萬円、こ

れは法律に書いてござります。今度の改

正案に。それに今度三十億予算で出

資をしますので、政府の出資が百七億

二百十萬円、それに政府以外のもの

出資金が商工中金について今は現在六十

三億ござります。したがつて百七億と

六十三億を足したもののが商工中金につ

いては全体の出資金ということになる

わけございます。

それから保険公庫につきましては本

年度四十五億、三十九年度につきまし

て四十五億円の出資をいたすわけでござりますが、これは法律に書いてござ

いません。従来のものはそのつど出資

と法律に書いてございましたが、二百

二十三億七千万円が現在のまだ法律が

終わったときには、それぞれの機関

の資本金はどれくらいになつてゐるの

か、なるほど今までの改正のあれを

通る前の出資金でござります。した

がつて四十五億を足しますので、二百

六十八億七千万円が中小企業信用保険

公庫の出資金ということに相なりま

す。大体一ヶ月足らずの日程でやつ

てあります。それで相

て指導センターは二億

で、もう自動的に出資できるという例

を出してみて下さい。どういうものが

ありますか、今まで

あります。

○政府委員(中野正一君) これはあつと関連して。これ

は今までの立法例として、予算で議

決さればそのまま法改正を要しない

で、いつまで自動的に出資できるという例

を出しますか、今まで

あります。

○政府委員(中野正一君) これはあつと関連して。これ

と通産省の関係だけ申し上げますが、

ほかにまだ例を調べてありませんが、

私の知つておるものだけで、石炭鉱業

合理化事業団、これはそういう形に

なつてあります。それから三十七年に

法律が通りました産炭地域振興事業

団、これもいまの形でござります。そ

れから昨年の国会で御審議願いま

した金属鉱物探鉱融資事業団、これも今度

法改正をまたお願いいたしております

が、この三つは通産省関係で今度の改

正案ののような形式をとつております。

○藤田進君 これは与野党通じていえ

ることだと思うのですが、やはり公務

員給与にしたつて何にしたつて、予算

は予算として議決され、付隨して開通

した法規というものが裏づけになつて

予算が執行されるというたとえででき

たのが、そういう例を開かれると、こ

れは審議の形態から変えていきません

と、現在の予算委員会と連合審査が商

工委員会ができるのですか、できない

のですか。中小企業という問題は与野

党激突してどうという問題じゃないの

で、額が少ないじゃないかといったよ

うな議論が出てくるむしろ性質のもの

ですが、私は国会の審議をするとい

ういわゆる審議権を非常に商工委員会と

して拘束されて、自動的に予算さえ

組まれば——予算の審議は個々款項

です。大体一ヶ月足らずの日程でやつ

るいわけですから、これはどうもするいといえばするいが、われわれ審議する側から見れば問題だと思いますね。質疑をやったんだろうけれども、まあ大臣も国會議員だからわかると思うのですが、自動的にそうなってしまえば、これがどんどん拡大されていけば、他の委員会でも予算を伴う法律の改正なんというのもあり得なくなりますよ。すべてが自動的に予算がきまればもうそれでいい。条文を改正しておけばそれで全部……。これはどうかと思いますね。どうですかね、これは。

○國務大臣（福田一君） 今までに石炭関係の法案で御案内のようになに金属鉱物とかそういうものがそういうことをやっておるのですが、まあまああまり議論のないようなことはそれでやつてもいいじゃないか、これは考え方によつてはそういうこともございますが、しかし同時にやはり私が商工委員会のようなところで御議論を願い審議を願うときは、やはり予算に関連して質問もいただいておるわけでもありますし、たとえばまた石炭等の問題のときは、石炭特別委員会でいろいろ御質問をいただいておりますので、したがつて審議の場合は先ほど藤田委員も言われたようないわけではないのです。でありますから、まあまああまり問題にならないというか、一応お認めを願うよなものはそういうふうにしていただいて、そうして重点的に大事なものはやはりいまおっしゃったような単行法でやっていくと、こういうことにしてはいかがかと、こういうふうに私は感じておるわけであります。

しょうけれども、これは際限がなくなりますよ。すでに長官も言うように、先例があるといふのでだんだんこれが重なっていくわけです。いまの仕組みとしては予算は予算として議決され、予算を伴う法案として出されてくると、いうのがわが国の立法態度だったんですね、従来。最近窓口があいてそぞういうことになつたんでしよう、石炭関係を中心。これはどうも国会という議決の場の者としてはどうも納得しかねる。まあ大谷予算理事もおられるわけだが、これは予算と連合審査でもできようになるんでしようかね、商工委員会が。国会法から変えてかなればならぬことなんですよ。現状の国会法ではどうなつてているのかな、これは困つたもんだな。

ことになつてゐる。これは単にこの予算が通つたからといって、委員会で議決をしなくてもいいということになれば、これは私はもう国会を軽視するということになるのではないか、これはもう与野党くるめてそういうことは言ひ得るかと思います。いろいろと政府は批判を受けなくても済みますので非常に楽になるかもしません。しかし、そういうことでは私は委員会の構成の意義というのもなくなるのではない、こういうふうに考えるわけなんですが、一体大臣はこの点についてはつきりしたひとつ御所見を述べていただきたいと思うんです。

○近藤信一君 先ほど石炭鉱業合理化事業団、それから産炭地域振興事業団、金属鉱物探鉱融資事業団、こういうのが予算さええまればよいということがになつておるようでござりますけれども、そうした石炭鉱業合理化事業団のあれと今度の場合は、私は性格的にも違うのじゃないかとこう思うのです。やはりそういう点からいくと、從来のよう各委員会において議決をすべきが私は当然だと思う。こういうふうに考えるんですが、この点どうですか。

○國務大臣(福田一君) 産炭地域振興事業団の場合におきましても出資をふやしていく場合、これは産炭地域振興事業をやらなければならない、こういう趣旨での法律ができてきている。それには予算が必要だからこれだけ出してみたけれども、そういう予算を出して一応組んでみたけれども足りない、足りないからその予算をふやすなど。その目的自体は産炭地域振興事業という政策が一つ先行しておるわけだから、それを国会として認めていただいた以上はそれに予算をふやしていくことはこれはけつこうである、こういう趣旨でございます。今度の中小企業の場合も、たとえば保険公庫なら保険公庫は今度手形割引の保証の保険を促進するということで、法律の目的政策がきまる、そのあとは出せるようになる、それは法案を必要としない、こういう考え方で、そのこと自体新しい政策が出てくるときはもちろん法案をかけることは、これは理の当然でありますけれども、あとは政策内容の面とし御検討を願えるようにしてはどうで

○田畠金光君 いまの点に関連して大臣にもう一つお伺いしたいんですが、これは石炭鉱業合理化事業団等は、これはある年限を前提として限って、いわゆる時限法として石炭政策の大きな改革に伴う事後処理の施策として、あるいは体質改善、そういう思想の上に立ってこれは考えておると思うのですが、どうなんですかその点は。しかしこういうように政府関係金融機関のことく、これは長年にわたって国の中小企業施策の根底として進めていくという法律案並びに予算措置あるいは財政投融資措置、こうしたことについて、いま大臣のお答えになつたことと私は若干ニアーチンスが違うような感じを持つわけですが、その点どうでしょか。

○國務大臣(福田一君) 確かに石炭合理化事業団あるいは産炭地域振興事業団といふものにつきましては、そういう年限の問題があると思いますが、金属鉱物探鉱融資事業団と、いうようなものは同じくこういう形式になつておりますが、これは年限はないわけであります。この種の法律がほかにもございましたので、これに右へならえした、こういうわけでございます。

○田畠金光君 これは結局大事なことは、一つの政策がきつたから、その方向で、単にそのきつた政策の中で議論をするというようなことです、が、やはりわれわれの見るところ中小企業の施策なんといふのは、政府の從来とってきた内容というのは非常にまだ不十分であるわけですね。不徹低なんです。ことにまた経済の動きによつてすぐ影響するのは中小企業の問題で

ある。金融引き締めの影響をすぐ受けには時間がかかる。そういう中小企業の問題というのは基本的な施策がきまつてからあって、そのときどきの経済の事情、景気の動きによって常に敏感に影響するわけです。そういう中小企業というものの持つ本来の性格を考えたとき、当然これは国会の場において政府の施策に絶えず批判し、あるいは監視をし、あるいは叱咤激励する。そういうことが私は大切な問題だと思うのです。そういう点から見た場合、先ほどの大臣の答弁だけでは、どうして今回から、先ほど一、二の例をあげましたが、今まで国会の審議になっていた法律事項を、これをあらためて予算措置でやっていくというようなことは何としても、どういう利点があるのか、これは国会の審議というのが非常に手間どる、あるいは仕事をやる上に非常にめんどくだ、こういう気持から国会の審議権との関連でこういう方式を採用されたようにわれわれは見ざるを得ないわけです。先ほども雑談で申し上げましたが、国家行政組織法の一部改正法でも、定員をふやすとかあるいは部を設けるとか、こういふ問題を法律事項からはずして政令に移すというようなことを政府は考えているわけですね。私はやはり国会の審議権という立場からみると、あくまでは、やはり国会の審議権、あるいは国会の監視を受けるということが行政府にして当然のことじゃないかと思うのですが、その辺の事情をもとと納得の

○國務大臣(福田一君) 先ほど申し上  
げたとおりでござりますが、たとえは  
商工中金の利下げなどももとやりた  
い。こういうふうに考えておられます。  
そういう場合においても今後はこれを  
下げる得る——これは上げるということ  
はできないのですけれども、下げると  
いうことです。それからいままでに、  
すでに先ほど来いろいろ法案が通って  
おりますと申し上げましたが、すでに  
両院をパスしたのに輸銀法、商工関係  
以外でございますが、林業信用基金  
法、奄美群島復興特別措置法、公営企  
業金融公庫法、鉄道建設公團法、日本  
住宅公團法、こういうような六件が二  
院をすでに通過しておるわけでありま  
す。これは何も商工だけのことではなく  
いわけでございます。それからいま御  
質問のありましたそういう手間を省く  
ためだらう、こう言われるのであります  
が、そういう意味でなくして、政策が  
きまつたらあとは出しえるように予算  
で措置し得るようにしてはどうか。政  
策決定については御審議をもちろん  
願つて法案の審議を願いますが、あと  
は予算で御審議を願う、こういうこと  
にお願いいたしたいというのがわれわ  
れの考え方でございます。

これ以上論議しても、いま大臣の言われたことでも、今度の国会で一齊にそういう問題が各関係省から出ているわけで、そういう政府全体の姿勢といふものについて私たちはどうも国会の審議権と、いま大臣のお話になつたような考え方との衝突と申しますか、理解ができないのです。それだけ申し上げておきたいのです。

○鈴木一弘君 大臣お急ぎのようですから、基本的なことについてお伺いしておきたい。

今回のこの法律を見てみますというと、出資金が増加になつておりますが、こういうことは、中小企業向けの資金の問題にからむわけです。そこで全体の資金の見込みであるとか、あるいは産業資金の見込み計画というものは経企庁あたりから出ておるわけです。が、中小企業向けの資金の計画というものは、はつきりしたベースというものが何されていないと、どの程度一体この出資を増額していくらしいだろうかということははつきりしためどがつかないわけです。必要に応じてやつていくだけでは……。一応はつきりこういう統計なんか見てわかるのは、各全銀であるとか、あるいは中小企業向けの政府関係金融機関であるとか、あるいは中小企業向けの市中金融機関であるとかといふものの貸し出し残高が出でまいりますけれども、それ以外の財政資金の対民間収支の関係とかいつたようななそういうものについて、あるいは中小企業が出している公債での資金の供給とか、そういった全般についての中小企業の資金の需要と、それに対する

する供給といいますか、その計画見込み  
というようなものはないだろか、そ  
れが立てられない、ほんとうに中小  
企業に対しての金融面の確保といいま  
すが、手当はできにくいんじない  
か、もしそれができるば、三十九年度  
末においては、一体全銀がどのくらい  
中小企業向けに貸し出し残高が残って  
おらなければならぬ、商工中金では  
いわゆるどのくらい残るべきであると  
いうことがはつきりわかってくるわけ  
でござりますけれども、そういうもの  
のいまお手持ちがござりますれば、い  
ただきたいと思いますし、なければば  
くついていただけばなわけこうでござ  
いますが、そういう考え方というもの  
は大臣いかがでございますか。

としての資金の供給、需要というものの見込み、あるいは実績というものもきちんとでき上がっているわけです。とすれば、本気になって中小企業に向かおうとすれば、そういうことはできるんじゃないのか。いま申し上げた全銀とか、そういうものがあるから、なかなかむずかしいということはわかるけれども、資金の流れとして、これだけはどうしても中小企業に向けていきたいということになつてまいりますと、そういうことがはつきりしてくれれば、あるいは社債もこの程度まで発行させなければいけないということも目に付いてくるわけでございますから、その点について試算だけでもいいから、見込みというものは三十九年度のは立たないものですか。



が起こっているというふうに聞いてお  
ります。

○田畠金光君　いなかはその程度で人が集まるかもしれないが、いまお話をようやく大都会等ではこの程度の給与ではむずかしいと思うのですが、そういうようなところについては、特に大都会等には中小企業がまことに多くあるわけですが、零細企業その他ですね。この点についても何か考えておられるのですか。

○政府委員(中野正一君) 大都會とい  
いますか、主として商工会議所の指導  
員といふのは、おもな都會につきまして  
は平均三万円程度になつております。  
それで實際の給与をするにあたつて  
は、役所のほうは一律に平均補助いた  
しますので、どうしてもそれでいい人  
を得られない。どうしても優秀な指導  
員が必要であるということになります

○田畠金光君 私が申し上げたいのは、将来そういう面について、いま言つたように、人件費をどの程度が補助しておられるのでしょうか。もつと末端の商工会や商工会議所における地方の指導員等がやはり喜んでその仕事に専念できるように、國の段階で十分補助その他の措置を考慮されることが中小企業政策がよくいくかどうかという大事なかぎだと思うので、その点についての用意ありやいなやということです。

○政府委員(中野正一君) 本年度地方の商工会等の指導員につきまして平均三千円のベース・アップを認めて、そ

ね。

と、その不足分は商工会議所等で便宜上積みをして出してやるというような便宜方法をとつております。それは認めております。

れだけの金を県と国で出すという予算を組んだのでございます。今後もやはりいい指導員を得るために、相当なやはりそれに相当する給与をやることが第一だと考えておりまして、いま先生の御指摘のような方向で十分努力してまいりたいと思っております。

○田畠金光君 次に、商工中金の問題で若干お尋ねしたいのですが、先ほど近藤委員の質問に対しでお答えになつて、いたようですが、それとも、聞き漏らしましたが、商工中金の出資額というのは、政府の出資が今度の改正まで入れて幾らになり、民間の出資が幾らになるのか。ことに私の尋ねしたいのは、この民間出資の増額の問題、これは将来増額する方針なのかどうか。民間出資ですね。

○政府委員(中野正一君) 政府出資が七十七億でござります、今までのところが、それから民間の出資が六十三億。それから今度の三十九年度の政府出資が三十億でござります。で、合計して民間と政府とで今度の出資が百七十億ということになるわけになります。民間の出資につきましても、毎年あまり無理なお願いをこれはしましてもいけませんので、政府が出資をするに応じて、あまり民間に負担にならないような程度の出資はお願ひをするところ、これは評議委員会で皆さまにお願いをしてきめることになつておりますので、少しずつ民間の出資もふやしていきたいというふうに考えております。

○田畠金光君 こういう金詰まりの時代になってきて、しかも中小企業に一番しわが寄つておる今日の状況のもので、いまお話をのように無理のない出資

はやっぱり民間にもお願ひするところを基準として考えるのか。まあむづかしいところ民間の出資などということはあるまい。特に中小企業を取り巻く環境を考慮したときそぞういう感じがしますが、この点は、いまのお話は、無理のない民間出資の増額は今後とも続けていくのだというお話のようですが、どういうことなんですか。

○政府委員(中野正一君) 確かにいわれます。先生の御指摘のとおりだと思いますが、ただ御承知のように商工組合中央金庫の成り立ちが、組合の相互扶助による金融と、組合金融ということがたてまってますで、まあいわゆる半官半民の機関、成り立ちはいまの組合の相互扶助の機関としてできたものに政府が出資という形で応援をするということになつておりますので、やはり不足ならないときに無理なお願いを民間にしてもいいませんので、そこは適切な指導をいたしたいと思っております。

○田畠金光君 私は特にその点は、いまの金融事情あるいは中小企業を取り巻くいろいろな悪環境をよく考慮されて、この問題については、民間出資の問題については、そのときどきの事情に応じて弾力的に運営されることを強く希望したいと思うのです。

もう一つそれに関連してお尋ねしたいのは、この商工中金というのは、い

まあ話のようだに、そもそもこれができた趣旨というものが中小企業の組織化を促進して、まあ組織金融と申しますか、協同組合金融、こういうのが商工中金の使命であり趣旨だと思うのです。そういう組織化という点からみますと、協同組合だけではなくて、まあ協同組合が発展的に一つの会社になつたと、協同組合の最近の傾向は、そういうような傾向があちこちに出ておるわけで、そういう点からみた場合、組合金融だけに限定するというのも、最近の経済事情の変化からみまして、商工中金の本来の使命からいうとどうだらうか。むしろ協同組合の発展した会社組織を商工中金の融資の対象にするという前提で運営されるのが実際的じやなかろうか、こういうように感ずるわけですが、この点特に今度準所属団体などといって融資の対象を広げておられます、が、そういう点からみても、いま言つたよろしいのじゃないかと再検討してもよろしいのじゃないかと思うのですが、どうでしようか。

の質疑応答の中で、長官からもすでに  
お答えがあつたようにお聞きいたしました  
が、今度の場合は二十二条の二項  
の法律改正事項として、そのつど国会の審  
議を経るようになるのか、あるいはま  
たいずれかの機会に今回の二十二条二  
項と同じような取り扱いで、保険準備  
基金の追加出資等についても法律改正  
をやっていこうというのか、この点ど  
うですか。

○政府委員(中野正一君) 保険準備基  
金の増額については法律を要すること  
となります。また今後もその方針でい  
くつもりであります。

○田畠金光君 今回は、そうするとあ  
れですね、融資基金の額をふやした  
と、そうして今度法律改正をやって、  
今後は先ほど議論されたように予算措  
置でやっていくと、ただ保険準備基金  
についてはそのつど法律改正で国会の  
審議をお願いすると、こういうことで  
すね。それで関連して、この保険準備  
基金の追加出資等についてはいつごろ  
出されるのか。いまは必要でないとす  
るならば、今後の推移から見て必要が  
起きてくると思うのですが、どういう  
ような見通しでおられるのか、その点も  
あらためてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(中野正一君) いまのことこ  
る保険準備基金の追加をいつやらな  
きゃならぬかということは、まだはっ  
きり申し上げかねますが、見通しは不  
明でありますが、かりにまあ再来年度  
といいますか、四十年度にどうしても

保険公庫の仕事がふえて、保険準備基金が要るということになりますれば、法律改正でこれはお願ひするという方針でございます。

○田畠金光君 最後に保証協会の保証で借りますと、それだけ保証料をとられると金利も高くつくと、こういうことになるわけですね。今度追加出資をなされたことによってどの程度保証協会の融資機能が追加され、またそれに基づいて保証料の値下げ等がどの程度になされるのか、この点は特に公定歩合の二厘引き上げに伴う中小企業に対する影響等を考えたときに、今度は一面においては保証協会の保証料率の引き下げ、これで公定歩合の二厘引き上げも相殺されるのか。これは一つの例ですけれども、どういう工合になっていられるのか、この点ひとつ。

○政府委員(中野正一君) 今度法律改正をお願いしまして、四十五億円融資

基金をふやすわけでござります。それが今度はさらに府県の融資といふものが当然伴つて、これはいろいろ府県を指導しておりますから、それと合算し

た金の約六倍の金が実際に保証金融として民間の金融機関から中小企業のほうに流れいく、こういう形になるわ

けです。ただ保証料をどの程度下げるか、これは毎年融資基金を、安い低利の長期の金を保証協会に流しまして、それによって保証協会の経営が改善されますので、保証料を毎年下げるよう指導いたしております。いまこれ

に指導いたしておりますが、できるだけ保証料は下げるよう指導いたし

ます。それから保険料も第二種につい

て、法律が通りましたら一部下げるこ

とにております。

○田畠金光君 これは私は希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたように、また高金利政策に戻っ

ます。

○政府委員(中野正一君) 再建整備の

減資が途中でございまして、しままで

の々書いてあるものを全部合計する

と、今度の改正案でお願いしておるよ

うに七十七億二百十萬円、こういうこ

とになるわけです。

○中田吉雄君 その減資が、それだけ

企業の末端の金融引き締めからくる影

響といふものは相当深刻なものがあろ

うとわれわれは見ておるわけです。

せつかく四十五億も公庫に政府出資を

なされたので、いまの御答弁にあつた

ように長期低利の融資をなさるわけ

ですから、一応各保証協会には、それ

でこの際保証料率の引き下げについて

も十分政府はその実効が保障されるよ

うに指導なされ、あるいはまた十分監

視をされて、せつかく信用保険公庫が

このように強化されたわけですから、

末端の中小企業がほんとうに金利の面

から恩恵が受けられるように御努力を

願いたい、御指導が願いたい、このこ

とだけを強く要望しておきたいと思いま

す。以上。

○中田吉雄君 先ほど近藤、田畠両委員から質問がありました、商工中金

法による政府出資ですね、さつき聞い

たのですが、七十七億二百十萬です

か、それはどうなんですか。その点、

だけを強く要望しておきたいと思いま

す。

○中田吉雄君 増資の際にはその後こ

ういうふうにずっとやつたわけですか。

ね。減資の場合はそういうことはい

いのです。これはどういうことですか。

○政府委員(中野正一君) 確かにその

先生の御指摘の点は、そういうふうな

ところはちょっと不備ではないかとい

うような気がいたしますが、要する

に指導いたしておりますが、できるだけ

保証料は下げるよう指導いたしました

が、これはやめまして、合計は七十七

億二百十萬円でござります。政府の出

資が。

○中田吉雄君 この八条によつて、そ

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) 再建整備の

減資が途中でございまして、しままで

の々書いてあるものを全部合計する

と、今度の改正案でお願いしておるよ

うに七十七億二百十萬円、こういうこ

とになるわけです。

○中田吉雄君 それもわかるんです

が、しかし何にしても政府出資とい

うものは再建整備でそういうふうに減つ

ているわけでしょ、それは措置せぬ

いいものですかね。まあ今後は、

こういうふうな法改正をやればわかる

んですが、その関係はどうなんですか

か。とにかくこれを合計すれば七十七

億千五百万になるんです。ところが、

中野長官が言われたのは、七十七億二

百十萬ですからね。

○中田吉雄君 きょうは時間も間に合

わぬでしょ、が、とにかく商工組合中

央金庫法の八条の二から七までずっと

増資ごとに入れてあるわけですね。し

かもそれが二十三年に再建整備で一千

五百万減資すれば、増資だけしてそ

ういう手続が要らぬというの、どうも

われわれとしては少しふに落ちない。

まあ今後、かりにこういうふうに改

めれば、予算措置ではっきりしてそれ

建整備の関係で、そういうふうに減資

になつておるわけですが、そういうこ

とは何も措置せぬでもいいわけです

か、それはどういうことなんですか。

○政府委員(中野正一君) 昭和二十三

年に実は戦後の再建整備で減資をいた

しておりました、その後はずっとふえ

ておりますから、合計いたしますと、

七十七億二百十萬ということになるわ

けでございます。

○中田吉雄君 増資の際にはその後こ

ういうふうにずっとやつたわけですか。

ね。減資の場合はそういうことはい

いのです。これはどういうことですか。

○政府委員(中野正一君) 確かにその

先生の御指摘の点は、そういうふうな

ところはちょっと不備ではないかとい

うような気がいたしますが、要する

に指導いたしておりますが、できるだけ

保証料は下げるよう指導いたしました

が、これはやめまして、合計は七十七

億二百十萬円でござります。政府の出

資が。

○中田吉雄君 この八条によつて、そ

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは私は希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○中田吉雄君 これは希望であ

り、要望ですが、いま質問の中申し

のつどお話を合計してそなりましたよ

うに、また高金利政策に戻つます。

○政府委員(中野正一君) これは希望であ

論も相当民間に強いわけです。そういうことを含めまして、実は中小企業の組織全体についていま再検討を加えておるわけです。これも実は基本法が通るときは附帯決議にも、その問題はついておるわけですね。そういうことで、根本的な組織法の再検討をやっておりますので、そういうことに関連しまして、商工中金のやり方も直さなくちゃいかぬじゃないかというようなこともありますので、何かそういう機会にございますので、何かそういうふうにこれを全面改正をしたいというふうに考えております。

○中田吉雄君 先ほどちょっと触れました東京労働機の問題ですがね、これは実は保険法が出ておるのでお尋ねしますが、こういう希望があったわけなんです。貸し倒れ準備金というのが租税特別措置なんかであるわけですが、こういう親会社が倒産をしたために、たくさんのお關係会社に三十億くらいな損害があるわけですね。そういうものを何とか保険するようなそういう制度ができぬものだらうか、ひとつひ検討してもらいたいということなんですが、なかなかそれはむずかしいだらうということだったのですが、それはどうなんでしょう。

○政府委員(中野正一君) 最近、倒産が相当ふえておりまして、これに関連して、特に中小企業でない、大きいところが倒れたために、そこからもらった手形ですね、そこに債権が持つていろいろのようなものが連鎖反応的に倒れることを非常に私どもも心配しております。これはいろいろ大蔵省にもお願いし、われわれのほうでも、政府関係の金融機関三機関の活動という金

融上の措置は、われわれやるつもりであります。しかしそれ以上に、何か特別な措置も要るのぢやないかといふうな話をございまして、東発の問題に関するところと、どうこうというのじやございませんが、研究はしております。ただ、これは、考えてみましても、そういうことを制度的に何らかやるとことになると、なかなかむずかしい問題も起りますて、簡単にはいかないわけでございますが、なお検討は続けてございます。

○中田吉雄君 とにかく、さきにも申し上げましたように、東京発動機は、富士電機の子会社みたいなものです。そうして重役が十人くらいはいって、しかもその悪質なことは、倒産をしたのは三月十日ですか――だのに、ちゃんとわかつておりながら、一、二ヵ月前に大量の発注をしているのです。そうちしてそのため、聞いてみますと、買い掛けとか、未払いとか、支払い手形の未決済のものとか、約三十億もあるわけなんですね。最もたちの悪いのは、倒産寸前に大量の発注をして、納品をして、不渡り手形をもらつて、ぱつぱつやられてしまつた、そうしてあけてみたら、親会社の富士電機が、ほとんど債権をみな確保してしまつて、どうにもならぬといふんですね。何とかそういうものを保険するよくな……、なかなか中小企業では、そういう危機を察知することもできませんし、希望としては、なかなかこれは、自分たちがどうこうできぬだろうが、こういう善意な人まで——つぶれて、一、二ヵ月前に、そういうことがわかつているのに、二十何億の発注をして、そして納品をしたら、ぱつぱり

やられるというようなことになつた。これは何とかできぬものですかね。保険制度でどうなんですか、具体的に。また実際、これは五億ですから、中小企業の範疇ぢやないんですか、それにたくさんの中小企業が関係しているのですが、この問題は中野長官のところで少し調査されておるのでですか。これはどうなんですか。

○政府委員(中野正一君) 今度の東亜発動機の問題については調査はいたしております。現にあしたもまた呼んでやることにしておりますが、いまのは一種の手形そのものの保険なんですね、先生の言われるのは、これは私もだいぶ研究してみたのですが、まだちよと結論が出ないのでですが、何か最近の情勢から見てそういうことは必要があるのじゃないかということは、必要性は皆さまが非常に言われますので研究はいたしたいと思います。

○鈴木一弘君 基本的な問題だけ終わりたいと思うのですが、先ほど大臣と対して伺ったときには非常に見込みが薄いような話でございましたのが、中小企業厅のほうは、商工中金の三十九年度末一体どのくらい貸し出し残高が残るだろうと……、今までの実績から見ますと大体の見当がつくのじゃないだらうか。そうすると、ある程度商工中金にしても中小公庫にしても大体のめどがついてくる。まあペーパープランと言われるかもしませんけれども、資金の計画というものは立てられないものだらうか、その点……。

○政府委員(中野正一君) 先ほど大臣が申されたのは、民間の市中金融機関に対する資金の需要、それがどの程度充足するだらうか、これはなかなか計

画が立てにくいのじやないか、そういうことをやれば金融の一種の統制になってしまふというような、いままでのことをおっしゃたのじやないか。これは大企業についてもそれはやつておられません。ただ大企業については需要がどの程度あるか、特に設備資金を中心とした需要がどの程度あるかといふことは計画を立てております。といふことは、おもな産業につきましては通産省で法律あるいは行政的にいろいろ指導しておりますので、毎年これは産業合理化審議会で御承知のように計画を立てておる。中小企業についてもそういふ程度の目安をつけなければ、幾ら金がほしくともどの程度これは施策をやつたらいいかということは見当がつかぬじやないかという議論が非常に強いのです。われわれもそういうことをよそのはうから非常に言われておる。しかし、いまの中小企業の実情把握の現状ではとてもそこまでの資料はつかめないということを申し上げたのであります。ただ三機関につきましてはそれぞれ、たとえば中小公庫であれば設備資金が中心でありますから、どの程度の需要があるかという調査を毎年いたしまして、そしてこの程度まで中小企業の設備近代化をやるべきである、それにはどの程度金が必要る、そのうちで政府関係機関にどの程度依存するであろうかという予想を立てまして、資金の需要量を出して、それをもとにして、それだけではございません。最近の二公庫に対する資金の伸びの実績等も勘案をいたしまして、中小企業厅としては三機関の資金需要量といふものを出しまして、これをもとに

して財政投融資の措置をするといふことになります。

○鈴木一弘君　そこはわかるのですねが、そうすると税金の場合を見ても大体中小企業向けにどのくらいと、いふことは今までの実績はわかります。それから日銀券の増加にしても、こと三十九年は一千六百億ばかり見込まれております、増加が。そうすると中小企業向けにどのくらいだらうかということは見当がつくわけです。大体の見当がついていかなければなりません。幾ら法律をつくられても資金計画的な見込みといふものの計画が立たないでは、資金を増加しても間に合わない場合もあるだらうということになります。計画的統制的といふうに言わわれれば身もふたもないかもしれませんけれども、自由経済の流れの中で把握していくにあればならぬ、それがもしできるならば、そういった見込みをも立てられれば、ひとつ資料としてもらいたいわけですけれども、いかがですか。

組合でなければ中金から金が借りられない、それは組合の利用を大きくする。これはそれだけ組織化に貢献したわけなんですから。ところが、過去の改正で所属団体にも貸せるようにしたわけですね、組合員であれば金が貸せられる。と、それから準所属団体というのを認めて、輸出の振興に必要な施設、その法人でありまして、商工中金の構成員は組合であり、また組合員である、こういうこともあると思いますが、今度はそれが株式会社になることもあります。それにも貸せることになるわけですね。今度の改正ではさらにその範囲を広く拡大するというのですが、そういたしますると、この二十八条の二によりまして、準所属団体というのは輸出振興組合、輸出の振興に関するものだけでなく、今度は国内取引の関係に対しましてもよいといふうになるわけです。先般の補足説明で長官がなたねの問題を取り上げられて御説明されましたが、そういうふうな事例というふうなものは他にあるのでしょうか。これはどうですか。

になるようでございますが、その認可はどんな基準で行なうのか。それからわれわれは組織化といふのは必ずしも組合でなければならぬという主張をするものでございませんが、実は一度この主務大臣の認可を受けてしまいましたと、その後に株の売買ということが行なわれる、それによって中小企業者の会社でないのに今度は内容が変化していく場合があるわけなんですが、そういう点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) これは、今度の二十八条の二の規定に従いまして主務大臣は認可をするわけでございまして、ここにも書いてござりますように、第一は、その組合員がつくる会社ですね、会社の株主は大部分その組合員でなければならぬということになります。この「主として」というのは、大体八割程度というふうにわれわれは解釈したいと思います。したがって、協同組合のつくる会社の株主というものは、大部分が団体の、組合の組合員である。それからもう一つ第二点は、所属団体の構成員の共通の利益を増進するために必要な施設でなければならぬわけですから、これを言いかえますというと、その施設の過半が所属団体の構成員の利用に供せられるものでなければいけぬ。したがって、アウトサイダーにあまり——半分以上も利用させているというようなものであつては認可ができない。それが認められた後に認可要件に合致しないような運営がされることをおそれられますので、その場合には認可を取り消すなり何なりというような方法で厳重にこの規定を守つていきたいというふうに考えております。

○近藤信一君 企業組合は商工中金が融資を受けることができるの、企業組合は組合員が企業合同してつくれるわけですね。これにも融資ができるわけなんですが、それと同様に、近代化促進法によって今度は企業が高度化した形で經營される場合、その合同した会社にも商工中金の融資ができるのかどうか。中小企業の合併、それから合同、これが事業合同といいますか、そういうために融資がこれからもできるかどうか。

○政府委員(中野正一君) 中小企業者が合同とか合併をして近代化促進法の趣旨なんかに沿って合理化をやるというようなケース、これは商工中金はあくまで組合金融でございますので、そういうものは商工組合中央金庫の融資の対象になりません。

○近藤信一君 企業組合は対象にならない。合同した那人——組合員といいますか、企業組合の従業員といいますか、そういうものは対象にならぬ、こういうことですか。

○政府委員(中野正一君) 企業組合は、今回の商工中金の融資対象本来の所属団体でございますから問題はございません。私が申し上げたのは、会社が合併して一つの株式会社とか有限会社になる場合には対象にならぬ、あくまでも組合をつくっておらなければ商工中金の対象にならない、こういうことでござります。

○近藤信一君 合同、合併によって一つの会社ができた場合には、その会社は対象にならぬ。それで企業組合であるならば、従来対象になつてきているからこれは除外しない、こういうことですね。

○政府委員(中野正一君) おっしゃる  
とおりでござります。  
○近藤信一君 そこで、業務追加の中  
に外国為替業務というのがあるんですね  
けれども、商工中金は海外に支店を持  
たず、それから実際にその必要はない  
のではないかと思うわけなんですが、  
外國為替業務はそれに修熟した職員が  
いないと實際には取り扱えないと思う  
んですが、その点はどうですか。  
○政府委員(中野正一君) 今度の改正  
によりまして、初めて外國為替業務を  
扱うことになりますが、これも、  
いわゆる為替銀行には甲と乙というふ  
うに御承知かと思いますがあります  
て、これは乙種為替銀行でありますので、  
外國銀行とコルレス契約なんかが  
できる資格は、まだ商中はできませ  
ん。したがつて、その意味では取り次  
ぎですね、L/Cを開くような場合には  
取り次ぐというような意味の外國為替  
業務をやる。しかし、それにしても從  
来はそういうものも全然扱えないのでは  
組合員が非常に不便だったのですね。  
その面では組合員のために非常に便  
利になるんじやないかと思います。  
○近藤信一君 保護預かり業務を拡大  
されるようでございますが、まず「有  
価証券」とありましたのを、今後は商  
工債券も預かれるのかどうか。それか  
らいままでなぜ禁止しておったか。  
今後はどういうふうにされるのか、そ  
の点はどうでしょうか。  
○政府委員(中野正一君) 商工債券は  
有価証券でございますので、当然これ  
は保護預かりはできるわけでございま  
す。まあ「貴金属其ノ他ノ物品」という  
ふうにして、これは組合員のために

サービス業務を追加するということです  
○近藤信一君 そこで、貴金属やその他の物品の保護預かり、こういうことで今まで今度は対象物件として広げられるわけなんですが、それはどんな必要があつてそういう結果になつたのか、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) これは普通の銀行ではみなそういうサービスをやつておりますので、要するに所属団体なり、資格団体なりの皆さまの方のためのサービスの拡充というふうにわれわれは考えておるのであります。これは銀行として当然そういうことはやるような一般的の慣習になつておりますので、商工中金だけできないというのもいかがかと思いまして拡張したのでござります。

○近藤信一君 これは、代理業務の拡大では、「営利ヲ目的トセザル法人」の代理業務もできるようにしているわけなんです。一体どんな法人であるか。  
まだ、主務大臣が認可をして行なうといふこともできるわけなんですが、どんな法人であるならば認めていかれるか、その認可基準といふものがあろうかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 従来は、この法律にありますように、国とか公共団体、銀行とかいうような金融機関の業務を代理することができる——これは特別にもすかしい認可基準はこの際にはないわけでございますが、一応主務大臣の認可を受けてこういうことができる。これで非常に不便でございましたのは、信用保証協会の保証がある者に商工中金が貸すということがござ

いまして、その際に、その保証協会に保証料を納めなければいかぬわけです。が、それを商工中金がかわって受け取る——保証料ですね。ということになると、窓口一本で済むというようなことなどござまして、主としてここで具体的にねらっておりますのは、地方にあります信用保証協会の保証料の受け取り業務というようなことをやらしたいということござります。

○近藤信一君 どうもだいぶ皆さん時計ばかり見て、早く終わらぬかしらといふ顔をして見えておるようだから、私もまだできるだけ簡略に質問をして終わりたいと思うけれども、いま一つ、指導の問題につきましてお尋ねしていきたいと思うのです。

高度技術に関する研修は直接中小企業に対して実施してもよいことにする趣旨が第二十六条の中に盛り込まれております。今までのセンターの業務は、指導員の養成それから研修であつて、中小企業者の指導研修に対しましては都道府県の仕事としておられた。このたびの改正でセンターは中小企業者の指導研修を直接に実施してもよいと、こううことに大きく変更を認められるわけでございますが、まず伺いたいことは、高度の技術というのは生産技術に入るのか、それとも経営の技術とか知識も含まれているのか、知識がどうも含まれていないように私思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 今度のセンターの拡張の範囲は生産技術に限りまして、経営面等の研修は直接はやりません。從来どおりの間接の研修でいいという趣旨でございます。

○近藤信一君 都道府県から要請があつた際に初めて実施するのか、それともこの研修はとても都道府県ではやれないと考えられてこれを取り上げられたのか、これはどうです。

○政府委員(中野正一君) これは関係の都道府県の意見は十分に聞きますが、都道府県の技術研修ではなかなか目的が達せられないようなテーマを選んで中央でやりたいということござります。

○近藤信一君 都道府県の要請さえあれば、新しい三号の仕事は、実際には都道府県の事業に協力するという意味合いで第二号の仕事として実施してもいいのではないかと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) ちょっとおそれ入りますがもう一度質問の趣旨を……。

○近藤信一君 都道府県の要請さえあれば新しい三号の仕事は、実際には都道府県の事業に協力するという意味で、中小企業者の指導研修に対しましては都道府県の仕事としておられた。このたびの改正でセンターは中小企業者の指導研修を直接に実施してもよいと、こううことに大きく変更を認められるわけでございますが、まず伺いたいことは、高度の技術といふのは生産技術に入るのか、それとも経営の技術とか知識も含まれているのか、知識がどうも含まれていないように私思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 都道府県の要請等がありますれば、それを十分に勘案いたしまして、これは二号との關係も出てくるわけございますが、中央が必要なテーマを選んで技術研修をする、こういうふうにしたいと思います。

○近藤信一君 いま一つの業務拡充ですが、これは第九号を設ける理由は一體どこに原因があるのか。「第八条の目的を達成するため必要な業務」とは規定がない場合に比べて税金が安くはないかと思います。

○近藤信一君 中小企業の指導につきましては、指導法の範囲で役所が無料で診断指導をやっていくくらいでは、とてもこれは中小企業全般に及んでいます。

○政府委員(中野正一君) このたび二十六条の業務範囲を、さらに最後に、「前各号に掲げるもののほか、第八条の目的を達成するため必要な業務」としていきます。

○近藤信一君 第二点は、いま長官も書いてございますが、前は「前各号の業務に附帯する業務」ということで、八条はセンターの目的でございまして、今度この条文が——從来ほかのこういう機関にはたいていありますのでございますが、前は「前各号の業務に附帯する業務」ということで、八条はセンターの目的でございまして、今度この条文が——從来ほかのこういう機関にはたいていありますのでございますが、前は「前各号の業務に附帯する業務」ということで、八条はセンターの目的でございまして、今度この条文が——從

かないと。それから三十九年度施策で個別企業者に対する診断について調べますと、工場が三千七百四十件、それから鉱山が九十三件、商業・サービスが六千五百件、計一万三百三十三件とこういうことが予定されているわけです。それで、もちろんこのほかに系列診断とか産地診断等でも指導されておるわけなんですね。で、中小企業の全體の三百二十万に比べますと、これ

とこういうことが予定されているわけです。それで、もちろんこのほかに系列診断とか産地診断等でも指導されておられるようになります。というものは、私どもときどき地方に行って話を聞いてみるとともに、やはり申し込んで待たされるとともに、これは感じかねる、間に合われておられる者があるわけなんです。これは現実に私もよく知っています。そこで、民間の有料の診断を受けておられる者があるわけなんです。これが非常に希望が多いもので、これを附帯業務で読めないか

○政府委員(中野正一君) この附則に書いてござります登録税法の一部改正、中小企業センターが建物・土地の取得等の登記をする場合に登録税を免除するということで、まだ正確にもとあるのですがまだよくきまっておりませんのでありますが、六、七百万円はこの規定がない場合に比べて税金が安くないかと思います。また、実際もこれが一つの中小企業対策の一環親切なものとの政策だと考えておりますが、やはり予算の制約あるいは人の問題等いろいろございまして、われわれとしてはもう少し力を入れてこれは人員をふやしたいと思います。また、実際もこれが一つの専門の診断員の方がグループをつくったとかいうようなものが個々あるということは承知をしております。

○近藤信一君 次に第三点として、経営士、経営管理士、こういうものがいるところ違いますけれども、現実にあるんだけれども、現実にありますね。名称はいろいろと違いますけれども、現実にありますね。これを公認会計士や技術士などと同様な形で制度化していただきたいという希望があるわけなんですね。その問題について何か考えられておるところ違いますけれども、現実にありますね。これを公認会計士や技術士などと同様な形で制度化していただきたい

○政府委員(中野正一君) いま先生の御指摘ありました診断員——いまは登

鑑診断員と申しておりますが、診断員と  
いうものをもう少し制度的にきちんと  
したものにしてやるべきじゃないかと  
いう議論がございまして、またそういう  
要望もございます。ただ、いま御指摘  
があつたような税理士とか会計士と  
か、そういう従来の制度との関係等十  
分調整をしないと、なかなかそういう  
制度をつくってもうまく運用されない  
というような面もございますので、こ  
れは今後の大きな研究問題としてひと  
つ検討をさせていただきたいと思いま  
す。

○近藤信一君 経営管理士が集まりま  
して管理士協会というふうなものの団  
体が各地にあるわけなんですが、まあ  
政府の委嘱をしておられる診断員では  
足りないということで、こういう人たち  
が自主的にそれぞれ自分たちが会費  
を出して経営をしておる。こういうも  
のに対して何か政府として補助してや  
ろうというようなお考えはありません  
か。

○政府委員(中野正一君) そういう団  
体なり皆さま方がおられるということ  
は知っておりますが、実態もわれわれ  
十分まだ調べておりませんし、民間の  
要するに中小企業の指導員でございま  
すね、そういうものに対する対策とい  
うものは今後の問題として十分検討し  
てまいりたいと考えております。

○近藤信一君 都道府県が指導セン  
ターの講習や研修を受けさせるために、  
職員を長い間派遣するということは都  
道府県としても大きな財政的な負担が  
ござりますのでなかなかこれはむづか  
しい。それに対するところの対策とい  
うふうなものは何か政府で立てておら  
れるのですか。

○政府委員(中野正一君) その点も確かに先生の御指摘のとおりで、三十九年度から府県から派遣されます研修員の旅費と滞在費の半額は国で持つと、それからさらにさっきの一億五千万円の出資で寄宿舎もつくりあげよう、こういうことを計画しております。

○近藤信一君 そこで、これはもう最後ですから大臣から所見を述べていただきたいと思うのですが、指導員を養成する、学校を経営するというふうなこと、それからその学校を今度は卒業すれば都道府県や商工会等の指導員になれる資格を持たせる、そうすればいま非常に不足しておる診断員等も、相当この学校に入学すれば指導員になれんかららということと希望者も私はふえてくるのではないか、こういうふうに思うのですが、そういう専門的な学校経営というふうなことを政府としては考えたらどうかと私は思うのですが、この点ひとつ大臣の御所見を述べていただきまして、私は質問を終わります。

○國務大臣(福田一君) ただいまの学校の問題でござりますが、これはいま御質問が出まして、私実はいままでそう特に研究をしておるわけではございませんから、確たる御返事はいたしかねるのでありますが、ただ指導員といふようなものは、やっぱりある程度年齢と言つてはおかしいが、あんまり若い、学校を出たばかりの者が指導員になるというようなのがいいのかどうか、これはちょっと問題があるうかと思います。そこで学校を出て実務を二年なり五年なりやった人で、その人をもう一ぺん集めて何か学校のようなものを開いてやれば、これは何か効果が

あるような気がいたします。これはまあ、私の率直ないまの気持でございます。ひとつ研究をさしていただきたいと思います。

○藤田進君 委員長、答弁を先ほど保留したでしよう、法制局とも打ち合わせてという……。

○政府委員(中野正一君) 先ほどの商工中金の減資のことでございますが、これは別に金融機関再建整備法という法律をつくりまして、この法律によつて、減資をやつております。したがつて、今後こういう問題が起これば、後日同じような問題が起こりますれば特別の法律が必要のじやないかというふうに私は考えおります。

○藤田進君 それからいま出ていいる改正案で、予算が議決されたならばそのまま法律を要しないで追加増資するという条文があるんだが、将来減資する場合には法的の根拠はどこなのかというのも一緒に保留されたので……。

○政府委員(中野正一君) そういう場合も特別の場合でございますので、別の特別の法律をつくりて処理するということになると思います。

○藤田進君 それから関連したいろいろ制度上の問題ですが、熱管理士法を廃止するということを言われていたんですが、これは中小企業にとってもかなり関係が深いのですが、どういう考え方ですか。

○政府委員(中野正一君) ちょっとと、熱管理士という法律の問題でございまつか。

○藤田進君 現在あるようですね。それを廃止するということで騒いでいる……。

系列化された下請企業といふものは、かなりコスト安の原因になつておりますが、そうでないものについては、自然淘汰を待つといふかまえのように目えるので、いろいろ信用保険公庫の問題とか、あるいは指導センターの問題など、全体から見て、時間がないからこまかいことはおわかりになつておられるから省略いたしますけれども、中小企業をほんとうに育成していくうことが基本なのかも、実は疑いを持つわけであります。その腹を聞かしていただきたい。

○国務大臣(福田一君) いまの御質問でございますが、私は、中小企業といふものは、前向きに育成をしていくと、いうかまえで処置をいたしたいと思う。ただ、その業種々々によりまして、いろいろ特徴もあるだろうと思うし、やり方も違ってくるだろう。これは、私は、いなめないと思うところであります。しかし、前向きに処置をするのですが、前向きに処置をするということでは、今後も、大いに、ひとつ、積極的にやつてしまりたいと、こう考えております。

○藤田進君 そういうことなんですが、その裏づけとなる諸施策といふものについては、私も疑問を持ってゐるわけです。

それから、予算委員会は、時間の都合でこれは鈴木さんが融れたのですがあ、こういった中小企業、特に下請産業といふものが、かなり新陳代謝をしていく中に、住宅地域における工場といったようなことが、かなり騒音関係がやがましくなつて、東京都でも、審議会をつくって、何か答申が出たので

すがね、けさの新聞を見ると。あいづらうに地域社会についてはかなり問題があります。これは比較的中小企業が多い。そうなれば、こういった施策も必要だろけれども、それらのまとまつた中小企業団地とかいうものは若干の地域にあるけれども、かなり夜間等における、あるいは昼間においてもそうですが、問題があるので、東京都のような地方自治団体でも、かなり問題を重大化させているわけです。一般の予算委員会では、検討するということであったので、私はああい席でありましたから、大臣にかみついてもどうかと思いまして……、これは主管大臣として、初めてどうも気がついたような感じを受けたのですけれども、これらの、指導を具体的にするのか、あるいは騒音防止について出てきたものに対する措置をするということになるのか。何かこれは解決されないかなきゃならぬ。どういうふうにやります。これは東京都だけじゃなくて、全国的な問題です。

たのですが、それは東京でいえれば下町、その下町でもやっぱりどんどん地盤沈下するようなところでは住宅にも適しない、あるいはまた住宅の中にもそういうものができれば、これはもう非常に妨害になる、もちろん自動車の板金とか、ああいうものはちゃんと規則がありますから、一定の坪数がなければできないとか、そういうことは個々にはやっておりますが、全般としての問題はまだ東京都あたりでもはつきりはきまつておらない、まあ地域的にはそういう問題も進んでおるわけであります。しかしこれを全般の全国的な法律として対策を講じ、またこれを予算措置をするということになれば、何が公害であるか、どの程度が公害であるかということの問題が私は先に出てこなければならぬと思うのであります。これはずだはつきり結論を得ておかない。そこで前向きに今後は検討いたしてまいります、こういろいろお答えをいたしておるのであります。今後もやはりそういう意味で厚生省は通産省と連絡をとって、公害の問題を積極的に研究もし、解決もするようになります。そういう標準等についても案ができてくると思いますので、そうすればもちろん通産省としてはこれに応じて処置をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけです。

申しわけないのですけれども、公害といふものを実際に身をもって御存じなさいというふうな感じを受けたわけですが。いまの話で前向きにかなりやるところにおっしゃるので、近々のうちに当委員会でも私は調査案件として相当突っ込んでお伺いしたいと思っているわけなんですねけれども、ただ研究の段階ではなくて、実害をいかにして取つてしまふかという、それしかございませんから、その辺のところへ頭を向けて、実際に身をもつて歩いてごらんになるのもけつこうでありまして、被害の声を聞かれるのもいいし、被害けれども、そういうことで研究なんかの段階じゃないということだけは認識を改めてもらいたい、こう思うわけなんですがね。

○国務大臣(福田一君) 私はあのときにも、當業自由の原則といふのを頭から否定していくわけにはいかない。やはり下町とか何とかいうところでやつておる人は、何か仕事がないと思つて、そろしてたまたまあつたといふことになれば、やり出すものなんです。下請でも何でもやり出すわけです。そうすると、その當業自由の原則といふのをどの程度に保護していくかという、その限度との調整が一番問題だと思ったので私はあそこでは申し上げなかつた。実は私は下町育ちなんです。よく知っていますよ、そういう事情は。もう二間間口の小さな家で、ずっと機械類を入れてがたがたやられたのじゃ、実際困つてしまふのです。そういうところにおったのですから、私よく

わかつております。わかつておるが、しかし営業自由の原則といふものとの関係、そうしてまたその営業補償などを移す団地の問題をどうしたらいいとか。それを集めれば、あるいは今度は住宅のほうをよそへ移していく、こう考えていかなければならぬ、口で言うほど事は簡単じゃない。だから法律の問題、予算の問題がありますから、こういうことをもつて前向きに検討しなければならない、こういってあなたの方をお答えしたつもりであります。私はこれは相当いい御質問ではあると思つたけれども、自分の腹の中でのその解決策がどうしてもまだ出てこなかつたからお答えしなかつたわけであります。

○國務大臣(福田一君) 今国会にはないとしても、将来、執行権を持っている政府として、なかなかこれはうまいやり方でしよう。これで味をしめてだんだんやしていくんだろうかという点が私ども心配で、これは際限がないように思うのですね。これはもう法律一本で、極端にいえば、予算がきまればそのままで執行ができるのだということになれば、もうあらゆるものが予算委員会だけで事が済んでしまう、予算執行に関する限り。これは極端な例ですけれども、通産大臣所管でまだやっていたいといふものがあるのか。もうジエトロ関係でいよいよ最後とわれわれ了解していいのか。そちらでこの法律の扱いの腹もきめたいと思う。

○國務大臣(福田一君) 私としては、いまのところそういうものを考えておりませんが、来年の国会にそういうものは一切出さないという御返事はまだできかねます。

○藤田進君 基本的考え方として、こういうやり方をさらに範囲を拡大していくという考え方なのかな。もう最小限度にとどめて、まあこの種類似の法案程度であって、その範囲はね。どうなんでしょう、これが際限なくいつたのでは困ると思うのです。

○國務大臣(福田一君) 私は、際限なくやるかどうかは別として、こういう一つの考え方があるということは、政府として考え方に基づいて出しておるということは、これは事実だと思います。

○藤田進君 ですから、この考え方をさらに拡大していくことが通産

省所管についてはあるのか、政府全体を聞くのは無理でしようから。あるいはこの種程度のものに限るのか、重大な点ですよ、これは。

○國務大臣(福田一君) やはりこの種の、いわゆるこれに類似のようなものでは、今後もこういう考え方で処理をしてまいることに相なると思います。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなれば、二案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して、三法案に反対の意を表明するものであります。

それでは、これより討論に入ります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表しまして、三法案に賛成するものでございまます。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるということ

で、行政能率の向上という点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたというものが

あります。しかし、特に私どもがここ

から保険料などについても中小企業の

要望を満たしているとは言えないので

あります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加出資につき、予算

委員会以外の委員会でこれが審査を通

じての国民の批判を避け、非民主的な

財政運営を可能にしようとするものと

見られます。これは憲法の精神にも反

するものであります。国会の審議権

を軽視するものであろうかと思うので

す。その意味におきまして、われわれ

はこういう法律が多くなることにはど

うも賛成いたしかねるわけであります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表

しまして、三法案に賛成するものでござ

ります。

以上の理由から私どもは反対する次

第であります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるといふこと

で、行政能率の向上といふ点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたといふもの

があります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加出資につき、予算

委員会以外の委員会でこれが審査を通

じての国民の批判を避け、非民主的な

財政運営を可能にしようとするものと

見られます。これは憲法の精神にも反

するものであります。国会の審議権

を軽視するものであろうかと思うので

す。その意味におきまして、われわれ

はこういう法律が多くなることにはど

うも賛成いたしかねるわけであります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表

しまして、三法案に賛成するものでござ

ります。

以上の理由から私どもは反対する次

第であります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるといふこと

で、行政能率の向上といふ点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたといふもの

があります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加出資につき、予算

委員会以外の委員会でこれが審査を通

じての国民の批判を避け、非民主的な

財政運営を可能にしようとするものと

見られます。これは憲法の精神にも反

するものであります。国会の審議権

を軽視するものであろうかと思うので

す。その意味におきまして、われわれ

はこういう法律が多くなることにはど

うも賛成いたしかねるわけであります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表

しまして、三法案に賛成するものでござ

ります。

以上の理由から私どもは反対する次

第であります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるといふこと

で、行政能率の向上といふ点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたといふもの

があります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加出資につき、予算

委員会以外の委員会でこれが審査を通

じての国民の批判を避け、非民主的な

財政運営を可能にしようとするものと

見られます。これは憲法の精神にも反

するものであります。国会の審議権

を軽視するものであろうかと思うので

す。その意味におきまして、われわれ

はこういう法律が多くなることにはど

うも賛成いたしかねるわけであります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表

しまして、三法案に賛成するものでござ

ります。

以上の理由から私どもは反対する次

第であります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるといふこと

で、行政能率の向上といふ点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたといふもの

があります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加出資につき、予算

委員会以外の委員会でこれが審査を通

じての国民の批判を避け、非民主的な

財政運営を可能にしようとするものと

見られます。これは憲法の精神にも反

するものであります。国会の審議権

を軽視するものであろうかと思うので

す。その意味におきまして、われわれ

はこういう法律が多くなることにはど

うも賛成いたしかねるわけであります。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表

しまして、三法案に賛成するものでござ

ります。

以上の理由から私どもは反対する次

第であります。

○田畠金光君 私は、民主社会党を代

表いたしまして、ただいまの三つの法

案について、党の考え方と賛否の態度

を明らかにしたいと思いますが、今回

のこの三つの法律案について共通の問

題点は、先ほど来の質疑応答の中で明

らかにされましたように、政府の追加

出資の場合の規定の整備でございま

るが、この点は從来法律事項として国会

の審議を経てた案件が、今後は予算

予算委員会で審議されることもできます

るし、また、商工委員会でも予算の

措置によって処理されるといふこと

で、行政能率の向上といふ点からいえ

て、別に私は差しつかえはないと考え

ます。ことに、産業地域振興事業団、

あるいは石炭合理化事業団、あるいは

金属鉱物探鉱融資事業団、こういうも

のも、こういう形式の追加出資規定の

法律もありますので、私はこれで新

方や、ものの処理のしかたといふもの

があります。しかし、特に私どもがここで

追加出資に関する規定にあるわけであ

ります。三法案のこの部分に関する規

定は、予算に計上すれば自動的に出資

が可能となり、法律改正の議決を必要

としなくなるということをねらったも

のであります。追加

この際、中小企業に対する三案に賛成するについて要望しておきたいことは、先ほども質疑の中で申し上げたのでございますが、中小企業に対しての資金の計画といいますか、見込みといふいうか、これをはつきり立てられて、その上に立つて中小企業関係法の運用をしていただきたい。戦争中じゃないので、事業をきめて、それに対して資金の供給というものを強制するといううとはできないと思いますけれども、見込みというものはある程度立てられる。

政府関係金融機関においても、あるいは民間の供給においても見込みといふものはある程度立てられるわけである。そういうような基本的な見込みというようなものを立てられた上に、中小企業関係の施策を進めていかれる、こういうことをこの機会に特に要望をして、三案に対して賛成の意を表す。

○委員長(前田久吉君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まことに、中小企業指導法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

一、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は三月十六日)

二、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は三月十六日)

三、中小企業信用保険法及び中小

企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

三月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、青森県むつ市にむつ製鉄株式会社工場建設促進に関する請願(第二九六号)

又、この工業開発計画の基礎となるものは、むつ製鉄株式会社の砂鉄精錬工場であり、これが設置を基礎に、各種関連工場の誘致を図るうとするもので、当方開発の成否は、むつ製鉄工場の完成にあるといえる。

第三条 検定所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 検定所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 検定所の資本金は、その設立に際し、附則第二条第一項及び第三項の規定により出資される額の合計額とする。

2 検定所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができます。

(持分の払いもどし等の禁止)

第五条 検定所は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 検定所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十七条第二項並びに第三十八条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原本に記載した後でなければ、検定所その他の第三者に对抗することができない。

(定款)

第七条 検定所は、定款をもつて次

の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。

〔検定所〕という。法人とする。(事務所)

〔法人格〕

第一二九六号 昭和三十九年三月十七日受理  
砂鉄利用工場(むつ製鉄株式会社)が提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたしました。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本電気計器検定所法案

日本電気計器検定所法案

日本電気計器検定所法

第一二九六号 昭和三十九年三月十七日受理  
青森県むつ市にむつ製鉄株式会社工場建設促進に関する請願  
請願者 青森県むつ市長 杉山勝雄外二名  
紹介議員 田中一君  
昭和三十八年三月二十日事業認可となつた後、市においては直ちに左記受入れ体制整備に着手し推進してきたが、十箇月を超える今日いまだに建設工事の着工をみず、地域住民は一日も早い着工を祈つているから、すみやかに同工場の建設が促進されるよう善処せられたいとの請願。

午後六時五十九分散会

一、会社職員住宅建設用地、その他二万五千坪余を取得

二、昭和三十九年度以降三箇年間に完了すべき住宅建設計画を策定、

四、港湾整備事業としてしゆんせつ及び道路補修工事の実施、

三、工業用水利計画を樹立、

五、青森県むつの新市建設十箇年計画及び都市計画並びに下北地方の総合開発計画等は、すべて工業開発を根幹として策定されており、特にむつ市は地域

一、中小企業近代化資金助成法の一  
部を改正する法律案(予備審査の  
ための付託は二月十日)

一、中小企業金融公庫法の一部を改  
正する法律案(予備審査のための  
付託は三月十六日)





を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十九条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検定所に対する出資)

第二条 政府は、検定所の設立に際し、この法律の施行の際現に国が関する業務の用に供している建物、機械設備その他の財産であつて、検定所がその業務を行なうのに必要と認められるものを出資の目的として、検定所に出資するものとする。

2 政府は、前項の規定による出資を除き、検定所に対して出資を行なわないものとする。

3 大正十年十月十一日に設立された社団法人日本電氣協会(以下「協会」という。)は、検定所の設立に際し、金錢又は建物、機械設備その他財産を出資の目的として、検定所に出資することができる。

4 第一項又は前項の規定により出資の目的とする財産の価額は、出资の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項に規定する評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(検定所の設立)

第三条 通商産業大臣は、検定所の

理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、検定所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、検定所の設立に関する事務を處理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 設立委員は、前項第二項の認可を受けたときは、協会に対し、期間を定めて、その期間内に出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件(明治四十四年勅令第二百九十六号)第八条第一項(試験機関の指定等)の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立委員は、前項の期間内にみがあつたとき(同項の期間内に出資の申込みがないときは、その期間を経過したとき)は、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による申込みがあった場合において、承認を受けたときは、政府に対し、該業務の遂行に伴い協会に属するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることができること。

2 設立委員は、前項の規定による申込みがあつた場合において、附則第五条第一項の規定による申請を用いている者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 検定所の最初の事業年度

は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画について、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とす

れた理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 検定所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(債務の承継)

第九条 協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件(明治四十四年勅令第二百九十六号)第八条第一項(試験機関の指定等)の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業大臣で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に属するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることができること。

2 設立委員は、前項の規定による申込みがあつた場合において、附則第五条第一項の規定による申請を用いている者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十四条 電気測定法の一部改正

第七条第一項中「電気計器」の下に「主務大臣又は日本電気計器検定所ノ行フ」を加え、同条第二項中「及検定」を「、検定及検定手数料」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定による債務の指定が準用する。

5 附則第二条第四項及び第五項の規定は、前項の債務の価額の評価による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

8 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

9 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

10 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

11 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

12 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

13 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

14 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

15 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

16 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

17 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

18 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

あつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的たる財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時ににおいて、検定所に承継されるものと

する。

第七条第一項中「電気計器」の下に「主務大臣又は日本電気計器検定所ノ行フ」を加え、同条第二

項中「及検定」を「、検定及検定手

数料」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ検定手数料ノ額ハ適正ナ

ル原価ニ基キ之ヲ定ム

日本電気計器検定所ノ定ムル所

スル処分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ対シ行政不服審査法ノ定ムル所

ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

(登録税法の一部改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「高圧ガス保

安協会」の下に「日本電気計器

検定所」を、「高圧ガス取締法」の下に「日本電気計器検定所法」を加える。

第十一条 検定所の最初の事業年度

は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条 検定所の最初の事業年度

は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 検定所の最初の事業年度

は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十号中「高圧ガ

ス保安協会」の下に「日本電気

計器検定所」を加える。

(電気測定法の一部改正)

第七条第一項中「電気計器」の下に「主務大臣又は日本電気計器

検定所ノ行フ」を加え、同条第二

項中「及検定」を「、検定及検定手

数料」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ検定手数料ノ額ハ適正ナ

ル原価ニ基キ之ヲ定ム

日本電気計器検定所ノ定ムル所

スル処分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ対シ行政不服審査法ノ定ムル所

ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

(登録税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十号中「高圧ガ

ス保安協会」の下に「日本電気

計器検定所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項第六号中「高圧ガ

ス保安協会」の下に「日本電氣

計器検定所」を加える。

第五条第一項第六号中「高圧ガ

ス保安協会」の下に「日本電氣

計器検定所」を加える。

第五条第一項第六号中「高圧ガ

ス保安協会」の下に「日本電氣

計器検定所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「高压ガス保安協会」の下に「、日本電気計器検定所」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

十八 日本電気計器検定所が直

接電気測定法(明治四十三年

法律第二十六号)第七条第一

項に規定する検定の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の二号を加える。

二十三 日本電気計器検定所が直接電気測定法第七条第一項に規定する検定の用に供する固定資産

(通商産業省設置法の一部改正)

第十九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第五十条第一項の表中「一一、六六八人」を「一一、二三三一人」に、「一二、一五〇人」を「一二、七一四人」に改める。